

令和 7 年度 認証評価

九州女子短期大学

自己点検・評価報告書

令和 8 年 7 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	27
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	29
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	36
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	36
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	44
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	48
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	51
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	66
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	66
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	75
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	79
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	81
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	88
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	88
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	92
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	98
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	102
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、九州女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 3 月 31 日

理事長

福原 公子

学長

奥田 俊博

ALO

船津 京太郎

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

福原学園は、昭和 22（1947）年に創設者福原軍造が「真の教育は私学から」との強い信念のもとに福原高等学院を創設したことを嚆矢としている。昭和 26（1951）年 3 月には財団法人福原学園を学校法人福原学園（以下「福原学園」という。）に組織変更し、その後、昭和 35（1960）年 4 月に九州女子短期大学（家政科）を開設した。福原学園は、時代の趨勢と要請に応えながら、結果として地域に貢献する教育環境の充実に努め、現在、本学（以下、「本学」は九州女子短期大学を指す。）を含む併設の 3 大学 1 高校 3 幼稚園を擁する総合学園へと発展を遂げてきた。

本学は、開設後、社会のニーズに対応すべく組織改編を重ね、現在、子ども健康学科と専攻科を擁する短期大学であり、教育者、保育者を養成している。

福原学園および本学の今日に至る沿革は、以下のとおりである。

< 学校法人の沿革 >

昭和 22（1947）年 4 月	財団法人福原学園創立、福原高等学院の開校（理事長福原軍造）
昭和 25（1950）年 4 月	福原高等学院を廃止し、新学則に基づく福原高等学校を開校
6 月	玄海洋裁専門学校を開校
昭和 26（1951）年 3 月	財団法人福原学園を学校法人福原学園に組織変更
昭和 29（1954）年 4 月	福原女学院を開校
昭和 30（1955）年 11 月	福原高等学校を八幡西高等学校に、福原女学院を八幡女子専門学校に名称変更
昭和 34（1959）年 9 月	八幡女子専門学校を廃止
昭和 35（1960）年 4 月	九州女子短期大学（家政科）を開学
昭和 36（1961）年 4 月	八幡西高等学校女子部を分離し、八幡女子高等学校を開校
昭和 37（1962）年 4 月	九州女子大学（家政学部）を開学
	八幡女子高等学校を九州女子大学附属高等学校に名称変更
	九州女子大学附属折尾幼稚園を開園
昭和 39（1964）年 3 月	玄海洋裁専門学校を廃止
昭和 40（1965）年 4 月	九州共立大学を開学
	九州女子大学に文学部を増設
昭和 41（1966）年 4 月	九州共立大学に経済学部二部を増設
	八幡西高等学校を九州共立大学八幡西高等学校に名称変更
昭和 45（1970）年 9 月	九州女子大学附属自由ヶ丘幼稚園を開園
昭和 54（1979）年 4 月	九州共立大学工学部に開発学科と環境化学科を増設
平成 6（1994）年 4 月	九州女子大学に別科日本語研修課程を設置
平成 13（2001）年 4 月	九州女子大学家政学部を改組して人間生活学科と栄養学科を、文学部を改組して人間文化学科と心理社会学科を開設
	九州共立大学に大学院工学研究科修士課程を設置

平成 14（2002）年 4 月	九州共立大学八幡西高等学校と九州女子大学附属高等学校を統合して、自由ヶ丘高等学校を開校
平成 15（2003）年 4 月	九州共立大学大学院工学研究科に博士後期課程を増設、修士課程を博士前期課程へ名称変更
	福原学園保健センターを開所
平成 17（2005）年 4 月	九州女子大学の文学部を改組して人間科学部人間文化学科と人間発達学科を開設
	九州共立大学工学部の機械工学科と電気電子情報工学科を改組してメカエレクトロニクス学科および情報学科を開設
	九州共立大学工学部の土木工学科を都市システム工学科へ、地域環境システム工学科を環境サイエンス学科へ、環境化学科を生命物質化学科へ名称変更
平成 18（2006）年 4 月	九州共立大学にスポーツ学部スポーツ学科を開設
9 月	九州女子大学の別科日本語研修課程を廃止
平成 19（2007）年 3 月	九州共立大学の経済学部第二部を廃部
4 月	九州共立大学工学部の都市システム工学科を環境土木工学科へ名称変更
平成 21（2009）年 3 月	九州女子大学の文学部を廃部
4 月	九州共立大学経済学部を改組して経済・経営学科を開設
平成 22（2010）年 3 月	九州共立大学工学部の機械工学科、環境サイエンス学科、生命物質化学科を廃科
4 月	九州女子大学人間科学部を改組して人間発達学科人間発達学専攻および人間基礎学専攻を開設
9 月	鞍手幼稚園と鞍手北幼稚園を開園
平成 23（2011）年 3 月	九州共立大学大学院工学研究科を廃科
	九州共立大学工学部の電気電子情報工学科、環境土木工学科、建築学科を廃科
4 月	鞍手幼稚園を九州女子大学附属鞍手幼稚園へ名称変更
平成 24（2012）年 3 月	九州共立大学工学部情報学科を廃科
平成 25（2013）年 3 月	九州女子大学人間科学部人間文化学科を廃科
	九州共立大学工学部を廃部
平成 26（2014）年 3 月	自由ヶ丘高等学校看護科・看護専攻を廃止
3 月	九州共立大学経済学部経営学科を廃止
平成 27（2015）年 3 月	九州女子大学人間科学部人間発達学科を廃止
6 月	九州女子大学・九州女子短期大学地域教育実践研究センターを設置
平成 28（2016）年 1 月	九州共立大学経済学部経済学科を廃止
4 月	九州女子大学共通教育機構を設置
平成 29（2017）年 4 月	九州共立大学地域連携推進センターを設置
平成 30（2018）年 4 月	九州共立大学に大学院スポーツ学研究科修士課程を開設
平成 31（2019）年 4 月	九州共立大学経済学部に地域創造学科を増設
令和 2（2020）年 4 月	九州共立大学スポーツ栄養研究センターを開所

令和 3（2021）年 3 月	九州女子大学共通教育機構を廃止
令和 3（2021）年 4 月	九州女子大学共通教育センターを設置
令和 4（2022）年 4 月	九州共立大学大学院経済・経営学研究科修士課程を開設
令和 5（2023）年 4 月	九州女子大学家政学部の人間生活学科を改組して生活デザイン学科を開設
	九州女子大学人間科学部の人間発達学科（人間発達学専攻・人間基礎学専攻）を改組して児童・幼児教育学科と心理・文化学科を開設
令和 6（2024）年 4 月	九州女子大学に大学院人間科学研究科修士課程を開設

<短期大学の沿革>

昭和 35（1960）年 4 月	九州女子短期大学（家政科）を開学
昭和 37（1962）年 4 月	九州女子短期大学に養護教育科を増設
昭和 38（1963）年 4 月	九州女子短期大学に体育科を増設
昭和 39（1964）年 4 月	九州女子短期大学に英文科を増設
昭和 41（1966）年 4 月	九州女子短期大学に初等教育科を増設
昭和 44（1969）年 4 月	九州女子短期大学に音楽科を増設
昭和 47（1972）年 4 月	九州女子短期大学家政科を家政専攻と食物栄養専攻に分離
昭和 51（1976）年 4 月	九州女子短期大学養護教育科および初等教育科の入学定員を 100 人に変更
平成 4（1992）年 4 月	九州女子短期大学、期間を付した臨時的入学定員を増加
平成 6（1994）年 4 月	生涯学習研究センター、健康教育研究センター、国際交流センター、情報処理教育研究センターを設置
平成 7（1995）年 4 月	九州女子短期大学に専攻科（英文学専攻、体育学専攻および初等教育学専攻）を増設
平成 14（2002）年 3 月	九州女子短期大学家政科および英文科を廃科
平成 15（2003）年 4 月	九州女子短期大学専攻科に養護教育学専攻および音楽演奏学専攻を増設
	九州女子短期大学初等教育科に保育士課程を設置
平成 17（2005）年 3 月	九州女子短期大学音楽科および専攻科音楽演奏学専攻を廃科
平成 19（2007）年 3 月	九州女子短期大学体育科を廃科
平成 21（2009）年 3 月	九州短期女子大学専攻科体育学専攻を廃科
平成 23（2011）年 4 月	九州女子短期大学の養護教育科と初等教育科を改組して子ども健康学科を開設
平成 25（2013）年 3 月	九州女子短期大学養護教育科および初等教育科を廃科
4 月	九州女子短期大学専攻科子ども健康学専攻を開設
平成 26（2014）年 3 月	九州女子短期大学専攻科養護教育学専攻を廃科
平成 27（2015）年 6 月	地域教育実践研究センターを設置

(2) 学校法人の概要

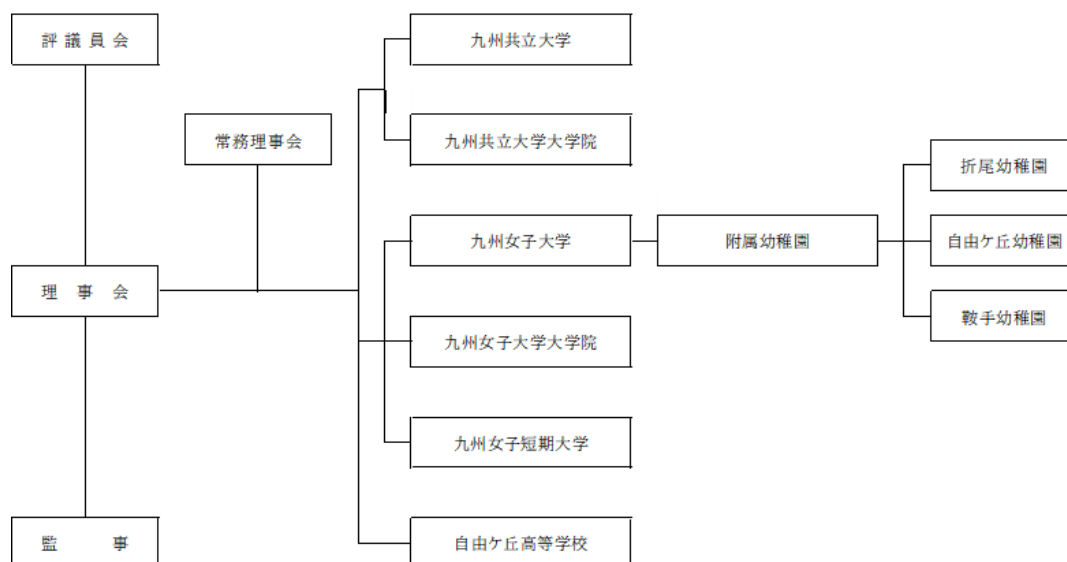
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 7（2025）年 5 月 1 日現在

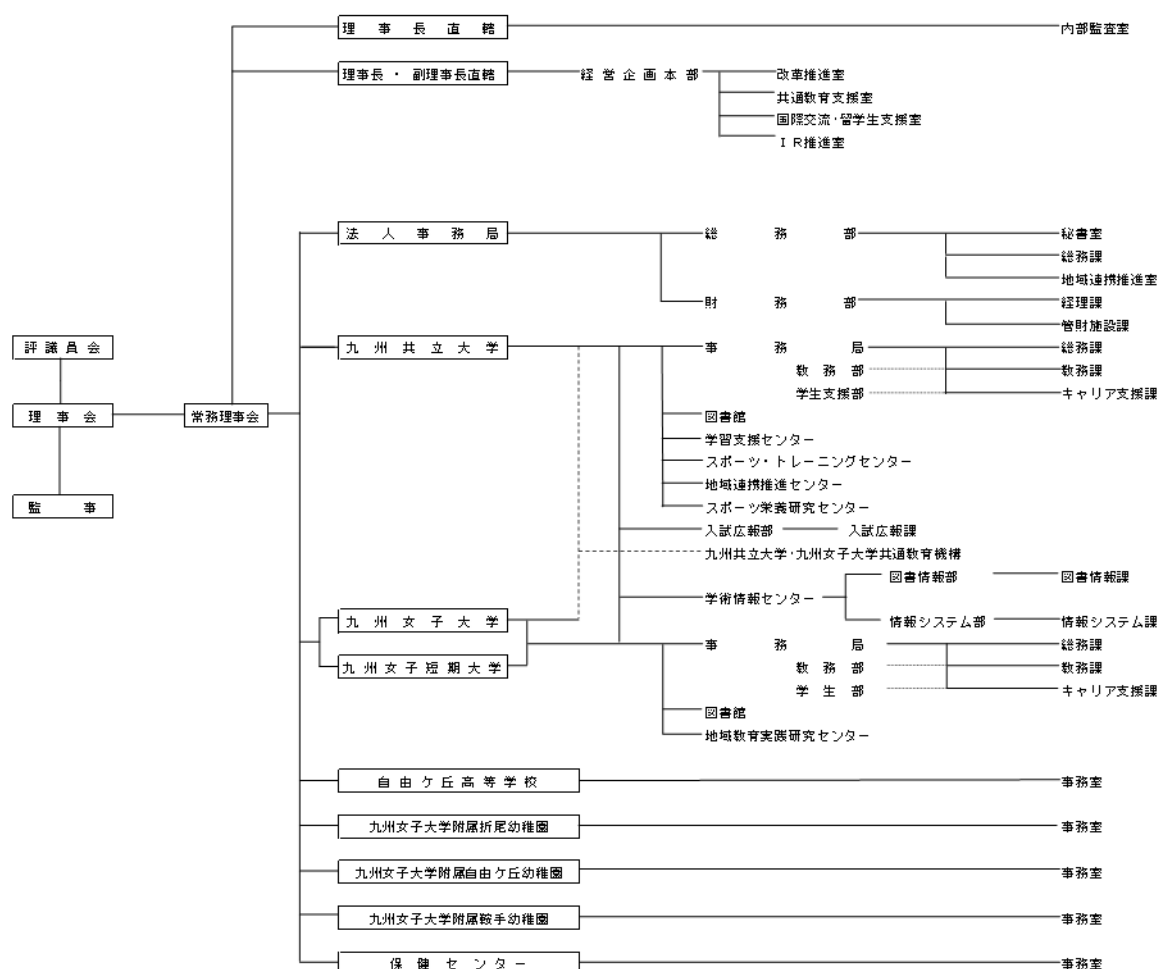
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
九州共立大学	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘 1 番 8 号	680	2,720	2,900
九州共立大学大学院	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘 1 番 8 号	10	20	23
九州女子大学	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘 1 番 1 号	340	1,380	1,163
九州女子大学大学院	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘 1 番 1 号	5	10	15
九州女子短期大学	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘 1 番 1 号	170	340	248
自由ヶ丘高等学校	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘 1 番 3 号	480	1,440	1,399
九州女子大学附属 折尾幼稚園	福岡県北九州市八幡西区北鷹見 5 番 10 号	—	315	162
九州女子大学附属 自由ヶ丘幼稚園	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘 2 番 1 号	—	280	212
九州女子大学附属 鞍手幼稚園	福岡県鞍手郡鞍手町新北 1111	—	175	71

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 7（2025）年 5 月 1 日現在

学校法人組織





(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の所在する福岡県北九州市八幡西区は、市の西部に位置し、遠賀川を西に望み、直方市、中間市など2市3町3区と境をなしており、市内では人口が最も多い区である。人口は、24万1464人（令和7（2025）年5月1日現在）で、ここ数年は、ほぼ横ばいとなっている。

本学所在の折尾地区は、大学、短期大学、高等学校などが集中し、学園都市として発展を続けている。鹿児島本線、筑豊本線の分岐点にあたる折尾駅周辺では、折尾地区総合整備事業の実施により、学園都市の玄関口にふさわしい地域拠点として再整備するため、連続立体交差事業や街路事業、土地区画整理事業を進めている。また、地域の特性を生かした祭りなども盛んであり、折尾駅から本学に通じる学園大通りのにぎわい創出を目指し、地域の大学や自治区会、商連、まちづくり団体等が連携した取り組みも行われている。

(出典：北九州市ホームページ「推計人口、及び推計人口異動状況」)

北九州市推計人口（令和 7（2025）年 5 月 1 日現在）

年・月 行政区	世帯数	人 口			対前年度同月 増 減 数		人 口 密 度
		総 数	男	女			
令和元年 10 月	431,960	940,141	443,619	496,522	△	5,454	1,912
令和 2 年 10 月	436,245	939,029	443,269	495,760	△	1,112	1,910
令和 3 年 10 月	436,887	931,551	439,491	492,060	△	7,478	1,895
令和 4 年 10 月	438,058	924,143	436,039	488,104	△	7,408	1,876
令和 5 年 10 月	438,678	916,241	432,717	483,524	△	7,902	1,860
令和 6 年 5 月	439,610	910,999	430,351	480,648	△	7,480	1,850
6 月	439,660	910,516	430,116	480,400	△	7,472	1,849
7 月	439,678	909,968	429,963	480,005	△	7,811	1,848
8 月	439,482	909,273	429,675	479,598	△	7,964	1,846
9 月	439,075	908,379	429,231	479,148	△	8,369	1,844
10 月	439,285	908,109	429,178	478,931	△	8,132	1,844
11 月	439,473	907,858	429,134	478,724	△	8,093	1,843
12 月	439,453	907,399	428,972	478,427	△	8,017	1,842
令和 7 年 1 月	439,232	906,941	428,845	478,096	△	7,679	1,842
2 月	438,674	905,695	428,204	477,491	△	7,868	1,839
3 月	438,180	904,461	427,588	476,873	△	7,847	1,836
4 月	438,266	901,757	426,088	475,669	△	7,822	1,831
5 月	439,867	902,768	426,759	476,009	△	8,231	1,833
5 月 門 司 区	42,186	87,611	40,356	47,255	△	1,270	1,189
小倉北区	98,177	178,953	84,064	94,889	△	752	4,562
小倉南区	93,091	202,135	96,025	106,110	△	1,879	1,179
若 松 区	34,216	76,995	36,993	40,002	△	840	1,068
八幡東区	29,656	60,968	28,876	32,092	△	1,174	1,681
八幡西区	114,666	241,464	113,872	127,592	△	1,731	2,905
戸 畑 区	27,875	54,642	26,573	28,069	△	585	3,290

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

（子ども健康学科）

地域	令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	0	0.0%	0	0.0%	2	1.5%	0	0.0%	1	0.9%
東京	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%
滋賀	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
大阪	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%
兵庫	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
島根	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.1%	1	0.9%
岡山	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%
広島	1	0.9%	4	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
山口	9	7.7%	9	6.5%	9	6.8%	8	8.8%	3	2.7%
愛媛	2	1.7%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%
福岡	80	68.4%	99	71.2%	96	72.7%	60	65.9%	81	73.6%
佐賀	2	1.7%	1	0.7%	0	0.0%	2	2.2%	1	0.9%
長崎	1	0.9%	2	1.4%	5	3.8%	0	0.0%	2	1.8%
熊本	2	1.7%	1	0.7%	1	0.8%	1	1.1%	1	0.9%
大分	4	3.4%	8	5.8%	6	4.5%	8	8.8%	10	9.1%
宮崎	4	3.4%	6	4.3%	1	0.8%	4	4.4%	3	2.7%
鹿児島	6	5.1%	4	2.9%	4	3.0%	5	5.5%	3	2.7%
沖縄	3	2.6%	3	2.2%	3	2.3%	1	1.1%	2	1.8%
高認・他	1	0.9%	0	0.0%	2	1.5%	0	0.0%	1	0.9%
合計	117	100%	139	100%	132	100%	91	100%	110	100%

〔注〕

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 6（2024）年度を起点に過去 5 年間について記

載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学の所在する折尾地区は、鹿児島本線と筑豊線が交差し、JR 九州管内で乗車人員が 6 番目に多い JR 折尾駅がある。九州最大の都市である福岡市に最速で 30 分圏内、JR 小倉駅に最速で 10 分圏内と交通の便がよく、北九州市営バス、西鉄バスも運行している。さらに、JR 折尾駅周辺では、学園都市としての魅力あるまちづくりのため、北九州学術研究都市の玄関口にふさわしい交通拠点とするために折尾地区総合整備事業が進んでいる。

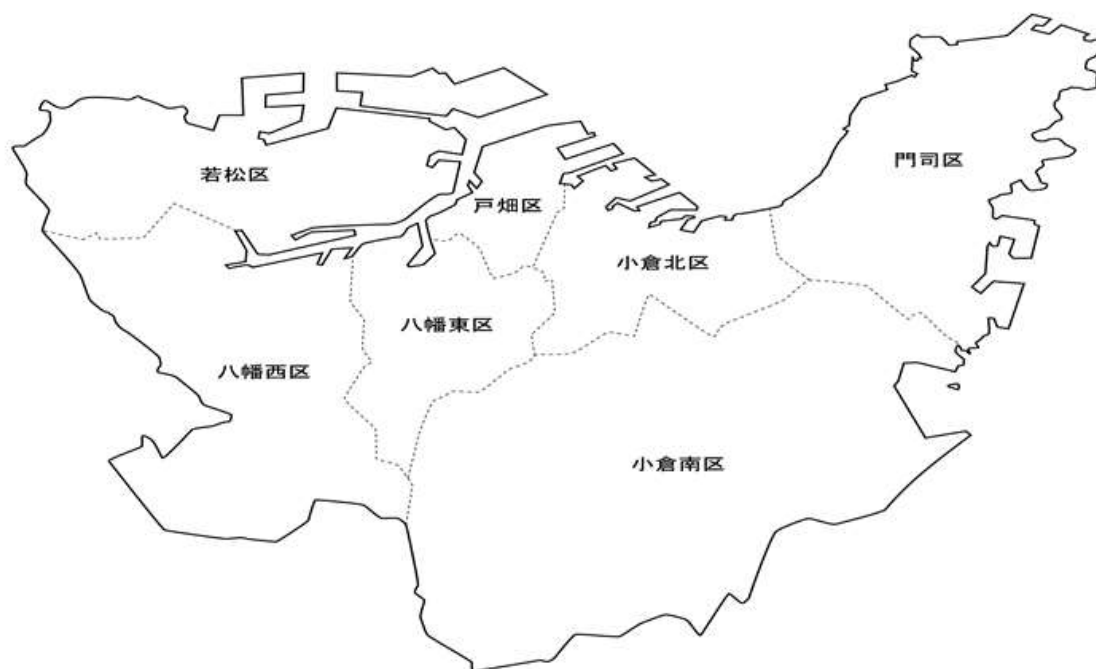
福原学園が運営する 2 大学、1 短期大学の高等教育機関が所在する区域内の永犬丸・沖田、上津役地区は、瀬板の森公園や金山川などの身近な自然とともに、安全で良好な住宅地の整備も進んでいる。

本学では高等学校への出前授業等の実施を通じて、地域の教育ニーズに応えている。

■ 地域社会の産業の状況

北九州市は、関門海峡から洞海湾沿岸にかけての臨海部に、鉄鋼業、化学工業、窯業などの重化学工業の拠点として発展してきた。小倉南区や田川市などの内陸部では石灰石の産出地があり、セメント工業、近隣の宮若市や京都郡苅田町には自動車製造工場や半導体産業も集積している。また、アジアとの交流を活かしながら、環境と産業が調和した低炭素まちづくりに挑戦し、世界と交流するにぎわいあふれるまちを目指している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマB 物的資源] 防火・防災に関する防火防災管理規程には防火防災訓練を年1回以上行うことが規定されているが、令和2年度から防火防災訓練が実施されていないため、学生の参加も含めた防火防災訓練実施の改善が望まれる。
(b) 対策
第4次中期経営計画(令和6(2024)～令和10(2028)年度)において、「大学の実情に応じて想定される自然災害や重大な事件・事故等の様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処し、学生および職員等の安全確保を図るとともに社会的な責任を果たす」ことを目的として危機管理体制を構築する計画を策定した。その成果指標として年度ごとの事業計画に訓練の実施回数年の目標値を設定している。
(c) 成果
12月に本学の学生および職員を対象に初期消火訓練を実施した。また、自然災害時の避難施設としての受入れについて、北九州市と協議を進めている。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマD 財的資源] 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。
(b) 対策
本課題を克服するには、本学以外の本法人の他の設置校の収容定員充足率の改善が不可欠であるとともに、受験生にとって受験しやすい入学者選抜の検討を行い、安定的に受験生を確保していくことが必要である。そのためには、第4次中期経営計画で目標設定した収容定員充足率の達成を目指す。
(c) 成果
第4次中期経営計画に基づき、出前授業、高校訪問、大学見学、進学相談会等において、一層の周知に努めたが成果指標の目標値達成には至らなかった。次年度に向け改めて取組み強化を行う。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 6（2024）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

科学技術・学術の振興を図るためには研究費を適正に管理するとともに、有効かつ効率的に活用し、研究成果を社会に還元していくことが必要である。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（令和 3（2021）年 2 月 1 日改正）に基づき、「九州女子短期大学公的研究費の運営・管理に関する規程」をはじめ、「公的研究費の不正防止等に関する基本方針」「教職員の公的研究費に関わる行動規範」等を制定し、研究代表者および分担者に周知徹底を図るとともに本学のホームページに掲載し、教職員ならびに地域に広く公開することにより公正かつ適正な管理・運営に取り組んでいる（提出-規程集 141）。

学内の管理体制については、本学全体を統括する最高管理責任者を学長とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の適正な運営・管理・執行について実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者とコンプライアンス推進責任者をそれぞれ副学長と事務局長が担当している。また、本学事務局の総務課を不正防止計画推進部署とし、公的資金の適正管理に関する事務全般を所掌している。

新たに公的研究費を獲得した研究者には、研究開始前までに関係諸規程および行動規範等を遵守する旨の誓約書の提出を義務付け、不正防止への意識向上を図るとともに、公的研究費に関わる事務職員ならびに関係企業についても誓約書の提出をあわせて義務付けている。

また、研究者に対し、研究倫理図書の通読および日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニング（eL CoRE）の受講を義務付けるとともに、全教育職員を対象とした科学研究費補助金等の研究に関する説明会をファカルティ・ディベロップメント（Faculty Development）（以下、「FD」という。）研修会の一部として実施している。FD 研修会は、教育職員の参加を義務化しており、コンプライアンス教育については、研究費の適正使用および不正防止についての説明を行うことにより研究倫理に対する意識向上を図っている。なお、コンプライアンス教育については、公的資金の原資が税金であることから、有効かつ適正に使用しなければならないとの共通認識を教職員で共有し、不正防止への意識向上を図るため、スタッフ・ディベロップメント（Staff Development）（以下、「SD」という。）研修会として位置付け、FD 研修会と合同で開催している。さらに、すべての教職員に対して不正根絶に向けた認識を共有するため、啓発活動を継続的に実施している。

不正防止の管理体制については、「九州女子短期大学公的研究費の運用・管理に関する規程」に基づき、九州女子大学・九州女子短期大学内部監査マニュアルを作成し、福原学園理事長直轄の内部監査室が、聞き取りおよび書面による監査ならびに物品等の現物監査を実施し、監査結果を監事と防止計画推進部署で協議することにより不正防止への改善を図るとともに、監事が、監査結果および協議結果に基づき、不正防止の取り組み等の状況について常務理事会で意見を述べている。

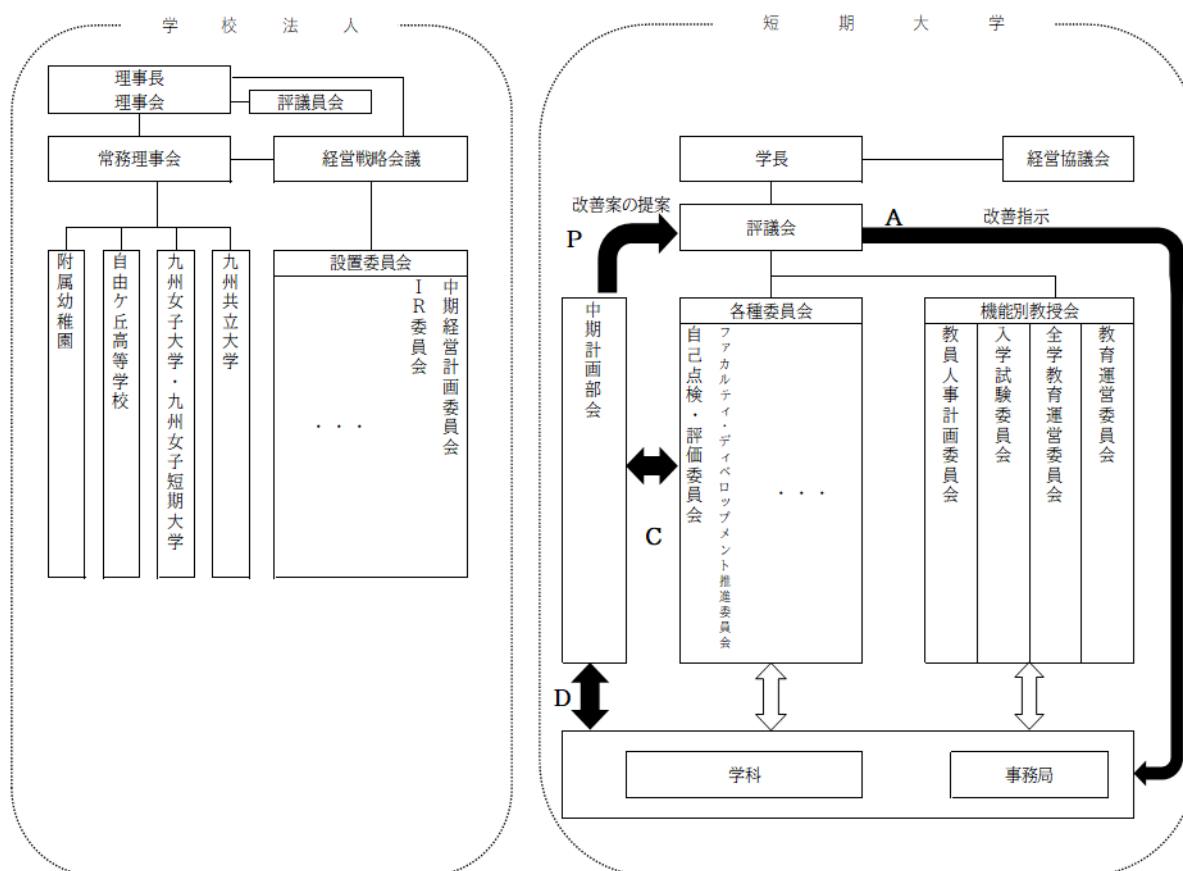
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和 6（2024）年度 九州女子短期大学自己点検・評価委員会

	所 属	氏 名
委員長	教務部長	中島 久代
委 員	副学長・短期大学部長・ALO	船津 京太郎
	図書館長	島尻 芳人
	学生部長	蒲原 路明
	入試広報部長	重田 勝弘
	学科長	橋口 文香
	専攻科長	宮嶋 晴子
	事務局長	岡部 憲宗
	教務副部長	樋口 行人
	教務副部長	富山 禎信

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では、「九州女子短期大学学則」第2条第2項の規定に基づき、本学が自ら行う教育研究活動などの点検・評価の実施において円滑な運営を図るため、「九州女子短期大学自己点検・評価委員会」を設置し、第三者評価の基準に基づく自己点検・評価報告書の作成を行っている（提出-規程集3）。

なお、九州女子短期大学自己点検・評価委員会の運営については、九州女子大学の自己点検・評価組織と合同の組織体（九州女子大学・九州女子短期大学合同自己点検・評価委員会）により活動を行っている。平成29（2017）年度の短期大学機関別評価受審以降も継続的に自己点検・評価委員会を運営し、自己点検・評価活動を行ってきた。

自己点検・評価報告書の作成にあたっては、教育研究活動や管理運営などの状況を自己点検・評価したうえで、短期大学評価基準に基づき、報告書の作成方針を定めている。

こうした過程のなかで、自己点検・評価委員会では、全学的な情報の交換および共通認識を図りながら自己点検・評価活動を行い、自己点検・評価報告書を作成しており、自己点検・評価の組織は十分に機能している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和6（2024）年度を中心に）

年月日	会議名等	主な議題など
令和6（2024）年5月23日	令和6年度第1回九州女子大学・九州女子短期大学合同自己点検・評価委員会	令和6年度九州女子短期大学自己点検・評価報告書（基礎原案）について 令和6年度自己点検・評価活動について
令和6（2024）年6月27日	令和6年度第2回九州女子大学自己点検・評価委員会	令和5年度九州女子大学自己点検・評価報告書（基礎原案）について
令和6（2024）年7月18日	令和6年度第3回九州女子大学自己点検・評価委員会	令和5年度九州女子大学自己点検・評価報告書（確定版）について【全教職員による意見聴取結果】
令和7（2025）年6月5日	令和7年度第1回九州女子大学・九州女子短期大学合同自己点検・評価委員会	令和6年度九州女子大学自己点検・評価報告書（基礎原案）について 令和7年度自己点検・評価活動について

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

- 提出書類
1. 令和 6 年度学生便覧
 2. 2025 年大学案内
 3. 情報公開 web サイト
<https://www.kwuc.ac.jp/introduction/information/>
 4. 令和 6 年度版教員ハンドブック
 5. Campus Life 2024
 6. 2024 キャンパスプロフィール

提出資料-規程集

42. 九州女子短期大学科目等履修生規程
43. 九州女子短期大学研究生規程

備付書類 1. 九州女子大学・九州女子短期大学 60 年の歩み

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

九州女子短期大学の設置母体である福原学園の教育活動の根幹を成す建学の精神は、創設者である福原軍造が掲げた「自律処行（じりつしょぎょう）」である。本学においても、この建学の精神を学是「自律処行」として教育研究活動を行ってきた（備付-1）。

創設者である福原軍造は、「自律処行」の「自律」について、「自分の志向や行為を道に照らして、その我儘不正を抑えることである」と解し、次に「処行」については、「是を以て聖人、無為の事を処し、不言の教を行う」（『老子』（2 章））を典拠に「徳を以て事を断じ、知性に適った教を行うのを処行という。処行は絶対の徳で処し、絶対の道を行うことである」と意味付けている。そして「自律処行」の意味を「自らの良心に随い、事に処し善を行う」とまとめ、時代の趨勢や社会の状況に応じて「自律処行」の理解を深化させ柔軟に解釈してきた。

「自律処行」は、福原学園の各設置校の建学の精神として教育活動の根幹を支えてきたが、学園創立 60 周年（平成 19（2007）年）を機に、在学生・教職員に建学の精神の浸透をより

一層図るため、福原軍造『寿詩集』(昭和 52 (1977) 年刊行) の記載に基づき、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一した。これを受け、九州女子短期大学学則(以下「学則」という。)第3条においても、「本学の建学の精神は、自らの良心に従い事に処し善を行うことである。この学是「自律処行」は、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成することを目的とする」と明記し、在学生・教職員すべてに対し、教育活動の根幹として共有している。

本学の使命・目的は、学則第1条に明記しているとおり「教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く深い知識と教養を授けると共に、職業教育に重点を置く高等教育を施し、良識と技能をそなえた心身共に健全な女性の育成を目的とする」と定めている。これは教育基本法および学校教育法第83条に則ったものである。

この使命・目的に基づき、開学以降、時代の進展や地域のニーズに即した学科の増設および改組転換を行い、平成23(2011)年4月には子ども健康学科を設置し、平成25(2013)年4月には子ども健康学科を母体とした専攻科子ども健康学専攻を設置した。子ども健康学科では、学生が自らの資質を向上させ、社会的および職業的自律を図るために必要な免許・資格の取得を目指して、特色ある教育課程に基づく女子教育を実践している。

さらに、建学の精神である学是「自律処行」に基づいた子ども健康学科の人材養成および教育研究上の目的については、学則第3条の3において「子ども健康学科は、他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を培い、自主・自立の人材を養成する。また、子どもの心身の健やかな成長・発達について深い知識と高い技能を有し、子どもの成長・発達と健康の維持増進を支援する実践的力量をもった人材の養成を目的とする」と定めている。

また、福原学園および本学は、著しく変化する社会情勢に対応した教育改革と継続した教育活動の維持を目的として平成20(2008)年に第1次の福原学園中期計画を開始させた。

福原学園第2次中期計画〔平成26(2014)年度～平成30(2018)年度〕(以下「第2次中期計画」という。)では、学是「自律処行」の理念に立脚した「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動し、社会の期待に応えられる基礎的・汎用的能力を併せ持つ、強くてしなやかな女性を育成する」という教育活動を実行するため、「地域に根差した実践教育を展開する大学を目指す」ことを大学の目指すビジョンとして明示し、計画の策定に反映した。

さらに、第2次中期計画、第2次中期財政計画の実績と課題を踏まえ、教学改革を主要なテーマとして、現在進めている福原学園第3次中期経営計画〔令和元(2019)年度～令和5(2023)年度〕(以下「第3次中期経営計画」という。)においてもこのビジョンを踏襲し、ビジョンを実現するための「業務・事業」として、「特色ある教育研究活動構築の強化」「学修成果を重視した教育課程の構築」「キャリア支援の強化」「国際交流システムの構築」「広報活動の強化」「運営組織体制の強化」の6項目を掲げ、これらの業務・事業を15件の具体的施策に分化し、それぞれの担当部門が組織的に計画の実施に取り組んでいる。

なお、第2次中期計画、第2次中期財政計画までは、中期計画と財政計画を分けて計画していたが、第3次中期経営計画より中期計画と財政計画を一体的にとらえ、中期経営計画として策定し、実行している。

本学の教育理念である建学の精神、学是「自律処行」については、「学生便覧」の先頭頁に解説を掲載し、学生が日常的に目に触れるよう心掛けている。また、入学式においても、

学長の講話の中で、「自律処行」に触れており、入学時の早い段階から新入生に周知している（提出-1）。

外部に向けては、「大学案内」「入学試験要項」などの各種印刷物、ならびに本学のホームページへの記載はもとより、平成 26（2014）年 10 月からスタートした日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポータル（私学版）にも掲載し、より広く社会全般への周知を図っている（提出-2～6）。

また、地域社会との連携に関する諸活動を目的として平成 27（2015）年 6 月に「地域教育実践研究センター」を設置した。大学の知識・人材を活用した「地域連携・貢献」「研究推進」「生涯学習」の各事業を一体的に行うことにより、地域活性化および人材育成の一翼を担っている。なお、本学が取り組んでいる地域貢献・連携事業については、報告書に取りまとめて近隣の自治体等に配布するだけでなく、自治体等と締結した連携協定についても、マスコミ等を通じて本学の活動を広く社会に周知している。

第 2 次中期計画の策定に際して、福原学園のミッションを建学の精神である学是「自律処行」に基づいた教育活動を行うこととし、本学のビジョンを「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動し、社会の期待に応えられる基礎的・汎用的能力を併せ持つ、強くてしなやかな女性を育成する」こと、すなわち「地域に根差した実践教育を展開する大学を目指す」として掲げ、第 3 次中期経営計画においてもこれを踏襲するとともに、三つのポリシー（DP・CP・AP）を策定し、それぞれの専門分野において修得すべき知識・技能等を明確に定め、使命・目的および教育目的を反映している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神については、「学生便覧」の本扉に掲載するとともに、新入生オリエンテーションや授業等で紹介し、学生への周知を図っているが、授業等を通じ、更に分かりやすく学生に説明し、理解を求めていく必要がある。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

本学の建学の精神の周知については、学則ならびに事業計画および事業報告書を通じて、役員および教職員に周知している。また、毎年原則として 4 月に学長が「九州女子大学・九州女子短期大学の運営について」と題した学長方針（当該年度の主要重要課題）を表明するが、その際にも必ず本学の使命、展望および目標について言及しており、教職員の理解は十分に得られている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出書類 1. 令和 6 年度学生便覧

3. 情報公開 Web サイト

<https://www.kwuc.ac.jp/introduction/information/>

4. 令和 6 年度版教員ハンドブック

7. 九州女子短期大学学則（令和 6 年度）

8. 令和 6 年度履修ガイド

提出資料-規程集

22. 九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会要項

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目的・目標は、以下のとおり建学の精神である学是「自律処行」に基づき、学則第 3 条に人材養成および教育研究上の目的として明確に示しており、日常的に目に触れるよう学生に配布する「学生便覧」や教育職員に配布する「教員ハンドブック」に掲載している。外部に向けては、本学のホームページへの掲載はもとより、平成 26（2014）年 10 月から開始した日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポータル（私学版）にも参加し、より広く社会全般への周知を図っている。

九州女子短期大学学則（抜粋）

（学是）

第3条

本学の建学の精神は、自らの良心に従い事に処し善を行うことである。

この学是「自律処行」は、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成することを目的とする。

（本学の人材養成及び教育研究上の目的）

第3条の2

本学は、学是「自律処行」の理念に立脚し、乳幼児期から青年期に至る子どもの成長・発達の科学的理解及びその科学的理解に基づく心身の健やかな成長・発達を支援する専門的知識・技能について学び、確かな子ども理解と健康観に支えられた発達と健康維持・増進を支援する実践的力量を修得させることを目的とする。

（子ども健康学科の人材養成及び教育研究上の目的）

第3条の3

子ども健康学科は、他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を培い、自主・自立の人材を養成する。また、子どもの心身の健やかな成長・発達について深い知識と高い技能を有し、子どもの成長・発達と健康の維持増進を支援する実践的力量をもった人材の養成を目的とする。

また、卒業認定・学位授与の方針（DP）で示した学習成果を達成するため、教育課程編成・実施の方針（CP）を定め、この方針に即して体系的に教育課程を編成し、人材養成および教育研究上の目的を具現化する科目を配置している。また、幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状および保育士資格が取得できるよう科目を配置している（提出7、8）。

さらに、令和6（2024）年度からは、免許・資格取得に加え新たに「異文化（国際交流）」、「ICT教育」、「医療事務」に関する教育プログラムを新たに導入し、卒業認定・学位授与の方針（DP）で示した学習成果を達成するために学生が理解しやすく、自らの学びを可視化できる機能的な教育課程を編成している。

これらの人材養成および教育研究上の目的については、平成28（2016）年3月に中央教育審議会より示された三つのポリシー（DP・CP・AP）の策定および運用に関するガイドラインを参考にして、一体的な見直しを行うなかで、その適切性について検討を行った。

三つのポリシー（DP・CP・AP）については、毎年度、外部有識者が出席する九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会（以下、「教育懇談会」という。）において、表現の適切性、わかりやすさ等について意見を求め、妥当性の検証を行っており、今後も継続して、学則第3条に規定する人材養成および教育研究上の目的を念頭に点検活動を行う。

〔区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、建学の精神である学是「自律処行」を踏まえた人材養成および教育研究上の目的に基づき、卒業認定・学位授与の方針（DP）を策定している。学科の卒業認定・学位授与の方針（DP）を十分に踏まえた教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき、教育課程を編成している。卒業認定・学位授与の方針（DP）には、卒業までに達成を目指す学習成果を定めており、免許・資格の取得を学習成果の一つとして位置付けている。

これらの学習成果については、「学生便覧」および「教員ハンドブック」に記載しており、本学のホームページにおいても公表している。また、学習成果を量的・質的データとして測定する方法としては、以下のとおりである。

【学習成果のデータ測定方法】

	評価項目	評価方法
1	授業科目ごとの測定・把握方法	①各授業科目の成績評価 ②授業フィードバック・アンケート
2	授業期間終了後の測定・把握方法	①単位修得状況の把握 ②GPA
3	卒業時の測定・把握方法	①免許・資格取得状況 ②ディプロマ・サプリメント（学修内容の証明）
4	授業以外の測定・把握方法	①外部機関におけるテスト（PROG テスト） ②キャリアシート

令和 3（2021）年度からは、卒業時に 2 年間の学びを可視化することを目的として「学位」、「資格」、「能力」、「知識」の 4 分野に関する資料を、学修の軌跡と成果（ディプロマ・サプリメント）として作成しており、令和 6（2024）年度においても卒業証書・学位授与式に配布した。

学修の軌跡と成果（ディプロマ・サプリメント）には、以下の内容を記載している。

- ①学位：短期大学士（教育学）
- ②知識：在学期間中の通算 GPA および学期別の GPA 推移
- ③資格：取得した教員免許・資格等
- ④能力：1.2 年時に実施した「PROG」のコンピテンシー領域における 9 項目の評価（親和力、協働力、統率力、感情抑制力、自信創出力、行動持続力、課題発見力、計画立案力、実践力）の推移を比較したもの

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
 - ①卒業授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。
 - ②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
 - ③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
- (3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
 - ①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
 - ②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。
 - ①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。
 - ②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
 - ③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学では、学則第1条に示す教育目的を踏まえ、卒業認定・学位授与の方針（DP）および教育課程編成・実施の方針（CP）の二つの方針を理解するとともに、卒業認定・学位授与の方針（DP）に掲げた目標を強い意志を持って達成しようとする入学希望者を受け入れるため、また学科の教育目標に応じて真摯に学問修得に励む人材を広く求めるよう入学者受入れの方針（AP）を定めており、三つの方針を一体的に定めているといえる。

本学の卒業認定・学位授与の方針（DP）には、学校教育において重視すべき三要素に基づき、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体性・協働性・倫理性」で構成し、卒業までに達成すべき学習成果を定めている。

【九州女子短期大学：卒業認定・学位授与の方針（DP）】

本学は、学是「自律処行」の精神に基づき、自ら課題を発見し、解決に向けて立案した方策を実行して社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた女性を育成することを目指す。その実現のために、卒業認定・学位授与の方針（DP）を3つの領域（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・倫理性）で構成し、卒業までに達成すべき学習成果を定めている。

性・協働性・倫理性)から構成する。子ども健康学科の課程を修め、規定する期間以上在学し、卒業要件を満たした学生に対して、卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

また、専攻科子ども健康学専攻の課程を修め、規定する期間以上在学し、修了要件の単位を満たした学生に対して、修了証書を授与する。

知識・技能	社会人に相応しい教養および専攻する学問分野における基本的な知識を体系的・構造的に理解するとともに、学んだ知識や自己のあり方等について、文化、社会、自然等と関連づけて身に付けている。
思考力・判断力・表現力	多様なコミュニケーション能力を用いて他者と円滑にコミュニケーションができ、地域や社会における課題に取り組むため課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	高い倫理性をもって自らを律し、自己の良心や社会のルールに従って行動できるとともに、多様な人々と積極的かつ効果的に協調・協働して行動できる。 さらに、地域や社会の一員としての意識を持ち、その改善や発展に向けて貢献しようとする協働力を身に付けている。

【子ども健康学科：卒業認定・学位授与の方針（DP）】

子ども健康学科では、教育や保育の場において求められる知識・技能・態度等をもとに自ら課題を発見し、解決に向けた方策を立案し実行できることを目指す。この基本理念のもとに、以下の基準を満たした学生に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

知識・技能	1. 幼稚園教諭、保育士、養護教諭として相応しい教養を身に付けている。 2. 教育者、保育者として子ども一人一人の特性を理解し尊重しながら、育ちを支え、体と心の健康、安全を守ることができる専門的知識と技能を身に付けている。
思考力・判断力・表現力	1. 専門的な知識、技能を十分に活用して、保育や教育・子育て支援の場で対応できる思考力、判断力、表現力及びコミュニケーション能力を身に付けている。 2. 教育・保育に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	1. 子どもと保護者の立場に立ってその気持ちを受容し、理解し、共感しようとする態度を身に付けている。 2. 教育者、保育者の役割と責任を認識し、自ら成長し向上して責任を果たそうとする情熱と意欲を持ち、社会への奉仕の精神、人に対する優しさと思いやりを身に付けている。 3. 教育者、保育者として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている。

建学の精神である学是「自律処行」と「人材養成及び教育の研究上の目的」に基づき、卒業認定・学位授与の方針（DP）を明確に表明しており、学位授与の要件として、学則および履修規程、ならびに「九州女子短期大学学位規程」において、本学を卒業するためには2年以上在学し、62単位以上を修得しなければならないと定めている。卒業もしくは単位修得に伴い、短期大学士（教育学）の学位や免許・資格取得等について示すことにより、社会的・国際的通用性があると考えられる（提出-規程集 37）。

本学では、卒業認定・学位授与の方針（DP）に基づいた教育課程編成・実施の方針（CP）に則って専門的教育と教養教育の位置付けを明確にし、他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を培い、自主・自立の人材を養成するとともに、子どもの心身の健やかな成長・発達について深い知識を有し、子どもの成長・発達と健康の維持増進を支援する実践的力量と高い技術をもった人材の養成を目指すために必要な授業科目を開設しており、順次性を必要とする講義・演習等は体系的かつ効果的な編成となる年次配当にしている。

なお、本学の教育課程編成・実施の方針（CP）を以下のように定め、教育課程を編成している。

【九州女子短期大学：教育課程編成・実施の方針（CP）】

本学では、卒業認定・学位授与の方針（DP）および修了方針に掲げる目標を達成するために、学科・専攻科ごとに教育課程を体系的に編成し、科目を配置する。教育内容、教育方法、教育評価については以下のように方針を定める。	
教育内容	1. 心身ともに健康かつ文化的に豊かな人生を送るために必要な知識・技能に関わる分野の科目を配置する。 2. 「子ども」に関する幅広い専門知識と実践力を備え、基本的な内容から応用・発展的な内容まで体系的に学べるように科目を配置する。
教育方法	1. 講義形式の授業とともに、学生の主体的な学びを引き出すために少人数授業、習熟度別授業、双方向的・学生参加型授業、課題解決型授業等の多様な授業形態を取り入れた教育方法を実施する。 2. 学外実習等の体験的な学習活動を実施する。
教育評価	1. 各授業は、シラバスによって明確化された到達目標と成績評価基準に従い、単位を付与する。 2. 学修成果は、卒業要件の各区分単位を満たすことを含め、総合的に評価する。

【子ども健康学科：教育課程編成・実施の方針（CP）】

子ども健康学科では、卒業認定・学位授与の方針（DP）に掲げる目標を達成するために、教養教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、科目を配置する。教育内容、教育方法、教育評価については以下のように方針を定める。
--

教育内容	- 幅広い教養の習得をめざす科目群のほか協調性・自己理解力・判断力の獲得のためのキャリア支援科目を加えた教養教育科目を配置する。 - 子どもの発達支援及び健康の維持増進に関する専門的知識・技能を獲得するための専門教育科目を配置する。 - 専門教育科目は、全学共通の基礎科目と、進路に応じて「発達支援領域」、「健康支援領域」のいずれかに軸足をおきながら両領域の知識・技能を修得するよう基幹科目及び教職関連科目を配置する。 - 専門的な知識と技能をより深く理解できるように演習・実習の科目を適切に配置する。
教育方法	- 主体的・能動的な学修態度を育むために、学生参加型学習、グループワークなど双方向型の教育方法を実施する。 - 講義・演習・実習の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニングを取り入れ、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する。 - 学外実習などの体験的な学習活動を実施する。
教育評価	- 各授業は、シラバスによって明確化された到達目標と成績評価基準に従い、単位を付与する。 2年間の学修成果は、卒業要件の各区分単位を満たしたことにより認定する。

本学では、卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）の三つの方針（CP・DP・AP）を関連付けて一体的に策定している。入学者受入れの方針（AP）は、学科の教育目標に応じて真摯に学問習得に励む以下のような人材を広く求めており、卒業認定・学位授与の方針（DP）を達成するための具体的な学生像を示すものであることから、学習成果に対応しているといえる。

【九州女子短期大学：入学者受入れの方針（AP）】

本学は、学是「自律処行」を理解し、卒業認定・学位授与の方針（DP）に掲げた目標を強い意志を持って達成しようとする人を受け入れる。

また、それぞれの学科・専攻科が必要としている「基礎的・基本的な知識・技能の習得」、「課題を解決するための思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」を有し、さらに、教育課程編成・実施の方針（CP）をよく理解し、各学科・専攻の教育目標に応じて修得しようとする人を広く受け入れる。

【子ども健康学科：入学者受入れの方針（AP）】

子ども健康学科は卒業認定・学位授与の方針（DP）および教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき、次に掲げる入学者を広く受け入れる。

1. 高等学校等で、基礎学力および教育や保育の現場で必要となる人間関係能力、文章力を身に付けている。（知識・技能）

2. 乳幼児、児童、生徒と実際に関わっていくために必要な論理的思考力および表現力を持つとともに課題解決力を持っている。併せて、子どもの心身の健やかな成長発達を支援することに熱意を持っている。(思考力・判断力・表現力)

3. 多様な人々と協力して、よりよい社会を実現したいという気持ちを持ち、主体性・協調性を発揮したいという意欲を有する。(主体性・協働性・倫理性)

この三つのポリシー（DP・CP・AP）については、相互に関連性を持つよう配慮しながら適切に設定するとともに、毎年度、外部有識者が出席する教育懇談会において、三つのポリシー（DP・CP・AP）の妥当性の検証を行っている。この教育懇談会は、部長以上の役職者、事務局長、外部有識者3人、および「九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会要項」第3条第2項に基づく委員によって構成している。教育懇談会の検証を踏まえ、三つのポリシー（DP・CP・AP）の見直しを機関決定する際は、教育運営委員会の意見を徴し、評議会において審議したうえで学長が決定している（提出 - 規程集 22）。

教職員は、入学前から卒業までにおいて三つのポリシー（DP・CP・AP）を踏まえた教育活動に取り組んでいる。入学前においては、入学予定者に対して入学者受入れの方針

（AP）に即した入学前教育を実施している。入学後のオリエンテーションでは、カリキュラムフローチャートを入学生に配付し、教育課程の編成および授業科目・内容について説明している。また、シラバスに卒業認定・学位授与の方針（DP）と各授業科目との関連性を明示するとともに、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の実施を図るなど、三つのポリシー（DP・CP・AP）を踏まえた教育活動を行っている。

また、三つのポリシー（DP・CP・AP）の内容を「教員ハンドブック」や「学生便覧」等の刊行物に掲載するなど、学生および教職員に周知徹底しており、さらに、本学のホームページに掲載し、学外へも広く公表している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学の教育目的・目標を踏まえ、三つのポリシー（DP・CP・AP）を定期的に点検し、見直しを行っているが、今後も時代の変化や社会の要請に応えることができるよう継続して点検を行う。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I -C 社会貢献]

<根拠資料>

- 備付書類
2. 芦屋町包括的地域連携に関する協定書
 3. ギラヴァンツ北九州とのパートナーシップに関する覚書（2021 年度）
 4. 九州女子大学・九州女子短期大学と折尾二三会の包括的地域連携に関する協定書

[区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。
- (2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
 - ①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
 - ②地方自治体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
 - ③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。
- (3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学の公開講座については、例年、地域と連携し教育や保育現場の現状や今後の展望についての見識を深め、教育者、保育者としての資質向上を目指すことを目的に、年に 1 回外部講師を招聘し実施している。科目等履修生については、「九州女子短期大学科目等履修生規程」および「九州女子短期大学研究生規程」に基づき社会人等に対し正課授業を開放しており、令和 6（2024）年度は 3 人を受入れた（提出-規程集 42、43）。

また、本学では、地域連携事業を推進するため、地域教育実践研究センターを組織し、その適正な管理運営を図るため、地域教育実践研究センター運営委員会（以下「センター運営委員会」と記す。）を設置し、地域教育実践研究センター所長、副所長、教務部長、学生部長、事務局長、大学・短大の各学部等から学長が推薦する教育職員等で組織している。地域教育実践研究センターの取組みについては、学外有識者による評価を行うことにより、自己点検・評価活動に反映させ、客観性・公平性を担保するため、外部評価機関として地域教育実践研究センター外部評価委員会を設置している。これにより、外部の意見を聴取しながら、センター運営委員会において取組み内容の点検を行っている。

地域教育実践研究センターが実施した事業としては、芦屋町との包括的地域連携協定（平成 28（2016）年 3 月 29 日締結）に基づいて模擬保育や模擬授業などを出前型保育として展開する学生組織である「キャラバン隊」の活動がある。「キャラバン隊」は、令和元（2019）年度以降、芦屋町の保育所等において活動を展開していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により学生の派遣が一時中止となった。このため令和 4（2022）年度には代替策として、

学生が保育所等に直接訪問できない状況でも事業が継続的に実施できるよう、模擬授業を行う様子を撮影した園児向けの DVD 教材を作成し、令和 5（2023）年度には、完成した DVD 教材を芦屋町の保育所等に提供した。令和 6（2024）年度には保育園の 0 歳児から 5 歳児までの幅拾い年齢の子供達の前で、手遊びやパネルシアター、オペレッタ、クイズ等授業や実習で学んだ内容を取り入れた活動を行った。

「キャラバン隊」には、原則 1 年生全員が所属し、「キャラバン隊」の活動や活動に係る事前事後指導などを通じて、人間性と専門性が身に付くようにしている。また、希望する学生と専門的知識や技能に優れた学生を中心に、「スーパーキャラバン隊」を編成し、他の学生の模範となり、精力的に活動に取り組んでいる。「キャラバン隊」の活動については、実践力だけでなく学生の創造性、意欲および問題解決能力など総合的な人間力を育成することを目的とし、地域社会との交流活動を積極的に行っている（備付-2）。

また、令和 4（2022）年度から引き続き、北九州市を拠点とするプロサッカーチーム「ギラヴァンツ北九州」とのパートナーシップ締結に基づき、令和 6（2024）年度に未就学児を対象とした託児所を 4 回開設した。この連携事業を通して、保育士だけでなく教育者の資質として必要な責任感や主体的に学ぶ姿勢を養うことができ、新たな教育活動の発展につながった（備付-3）。

さらには、折尾駅の高架下を開館した「折尾まちづくり記念館」（令和 4（2022）年 5 月 28 日開館）において、令和 6（2024）年度に本学との連携事業として、学生主体による健康診断や保健指導等を行う「みんなの保健室」を開催した。

大学周辺地域の若手事業主の会である折尾二三会（おりおふみのかい）との包括的連携協定（令和 2（2020）年 8 月 3 日締結）に基づき、折尾地区活性化のための子どもの職業体験事業「おりちょこランド」の企画・実施に九州女子大学の学生が中心となって協力してきたが、令和 6（2024）年度は、サポート・ボランティアとして、本学の 1 年生が参加し、事業運営および子どもの体験活動を支援した（備付-4）。

＜テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題＞

学生が社会体験を積む機会としての地域連携活動を推進するため、各地域団体との連携協定締結をさらに進めるとともに地域ニーズとのマッチングを効率的に行うことにより、多くの学生が参加できる条件を整えていく必要がある。

＜テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項＞

新たに策定した第 4 次中期経営計画に基づき、他大学との連携を推進するとともに、自治体・産業界との連携の維持強化を図りながら地域連携に関する研修、SDGs 事業への取り組みを積極的に推進している。特に、本学が位置する北九州市は、内閣府から、「SDGs 未来都市」（全国 29 自治体）および「自治体 SDGs モデル事業」（全国 10 事業）に選定されているため、持続可能な開発目標 SDGs を踏まえた事業の推進に重点を置いていく。

[テーマ 基準 I -D 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出書類 7. 九州女子短期大学学則（令和 6 年度）
9. 九州女子短期大学自己点検・評価実施規程
- 備付書類 5. 九州女子短期大学自己点検・評価報告書（令和 4 年度～令和 6 年度）
Web サイト <https://www.kwuc.ac.jp/introduction/information/report/>
6. 九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会要項
7. 九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会議事録（令和 6 年度）
8. 九州女子短期大学アセスメントプラン
9. 令和 6 年度開講科目マッピング表
24. 令和 6 年度入学生カリキュラムツリー
25. 令和 6 年度入学生カリキュラムフローチャート

[区分 基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -D-1 の現状>

本学では、教育研究活動などの点検・評価の実施において円滑な運営を図るため、学則第 2 条第 2 項の規定に基づき、「九州女子短期大学自己点検・評価実施規程」を整備しており、副学長、図書館長、教務部長、学生部長、学科長、専攻科長、事務局長などで構成する「九州女子短期大学自己点検・評価委員会」を設置している。委員会では、自己点検・評価報告書の作成を中心とした第三者評価に係る自己点検・評価活動を実践している（提出-9）。

自己点検・評価にあたっては、教育研究および大学運営全般について自主的・自律的に点検評価し、毎年度の自己点検・評価報告書に反映させ継続的な改善に取り組んでいる。自己点検・評価報告書は、自己点検・評価委員会において原案を作成した後、教育運営委員会等において教職員から意見を徴し、評議会の承認を経て、学長が決定し、本学のホームページで公表している（備付-5）。

一方、福原学園中期経営計画委員会のもと、各設置校が専門部会として中期計画部会を設置し、この中期計画部会において中期計画の具体的施策実施計画を策定したうえで、計画の達成に向けた PDCA サイクルの検証を自主的・自律的に行っている。中期計画部会の取り組

みについては、年度ごとの事業計画および、事業計画アクションプラン（以下、「事業計画 AP」という。）を作成し、これに基づいた事業報告書および事業計画 AP の実績報告一覧表を作成して現状の改善を行っている。また、本学の中期計画部会の委員構成は評議会委員が兼ねる構成としており、事業案件については、中期計画部会の審議を経て学長が決定し、福原学園中期経営計画委員会で福原学園全体の事業案件について審議を行う。福原学園中期経営計画委員会の承認後は、経営戦略会議の審議を経て、理事会において決定している。前述の審議を経て中期計画の決定した後は、学園のホームページをはじめ、各設置校のホームページにも掲載し、福原学園内外に公表している。

以上のように、本学の内部質保証のための取り組みは、自己点検・評価委員会と中期計画部会の両輪による検討体制で実施しており、中期経営計画の事業内容を踏まえ、短期大学評価の評価基準をもとに、取り組んだ内容や成果について、点検・評価活動を推進している。こうした過程のなかで、本学の教育理念および学科の教育目的・目標に基づいた教育を実践しているか、また、学科の教育目的・目標が社会的ニーズに対応しているかについての定期的な点検は、主に以下のように実施している。

第一に、定期的開催する教育運営委員会において、各教育職員が担当する学生の入学後の学習状況、学生の目的意識の変化および目標達成の状況などについて情報共有しつつ、本学の教育実践を点検している。第二に、平成 5（1993）年度以降、「九州女子短期大学自己点検・評価実施規程」に基づき九州女子短期大学自己点検・評価委員会を組織し、当該の委員会が中心となって自己点検・評価活動を実施し、自己点検・評価報告書を作成している。

自己点検・評価報告書については、教育運営委員会等において教職員から意見を徴し、評議会にて審議決定を行い、本学のホームページで公表している。

平成 28（2016）年度からは、教育懇談会を設置し、入学者選抜、教育課程の内容・学習方法・学習支援、学習成果、教育職員組織、施設・設備、社会との接続など、三つのポリシー（DP・CP・AP）に照らした本学の取り組みの適切性に係る点検・評価について、外部有識者を招聘し、第三者との意見交換による点検・評価を継続して実施している（備付-6、7）。

また、教育職員の教育研究機能の充実を目的として、令和 4（2022）年度より、個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）を導入し、教育研究活動の状況について自己点検を行い、その結果を踏まえ自己省察することを取り決めた。各教育職員が作成した個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）については、組織的な点検・検証を行うため、九州女子短期大学部長による記載内容の検証後に教育運営委員会・評議会において共有し、相互の内容を把握することにより教育改善・授業改善に努めている。

〔区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-D-2 の現状>

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針（DP）に定めており、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法については、以下のとおりである。

（a）授業科目ごとの測定・把握方法

教育職員は、卒業認定・学位授与の方針（DP）に基づく授業科目の到達目標を反映したシラバスを作成し、それに従い授業を実施しており、随時、学生の学習成果を試験・レポート・授業参加度等で測定している。また、学期中に学生に対する授業中間アンケートや授業フィードバック・アンケートを実施するとともに、授業相互参観の実施やFD研修会の参加を通じ、授業改善に取り組み、教育の質の向上を目指している。

授業フィードバック・アンケートについては、授業に対する学生の満足度等に関して、令和5（2023）年度よりWebによるアンケートを実施している。調査項目は授業内容、授業の分かりやすさ、学生自身の授業態度・姿勢および自由記述欄で構成している。授業フィードバック・アンケートの集計結果については、集計・分析し、授業改善の一助となるよう、各授業に関する集計結果と統計的処理に基づく重点改善事項に関する資料を当該授業担当者に通知している。これにより、授業担当者は自分の授業の現状を把握し、教育改善に努めることができるように運用している。

（b）授業期間終了後の測定・把握方法

学生の単位修得状況については、学生ポータルサイト（UNIPA）を通じて学科の教育職員が共有し、単位の修得状況により指導を行っている。また、平成27（2015）年度よりGPA（Grade Point Average）制度を導入しており、学生に成績通知書配布の際に開示している。なお、各学期GPAが1.5未満の学生に対して、担任より次学期の履修登録までに指導・助言を行っている。

（c）卒業時の測定・把握方法

卒業時の免許・資格取得状況により、学習成果を測定している。令和6（2024）年度の免許・資格取得状況は以下のとおりである。

【令和6（2024）年度卒業生の免許・資格取得率】

免許・資格名	希望者数（人）	取得者数（人）	取得率（％）
幼稚園教諭二種免許状	40	38	95.0
養護教諭二種免許状	46	43	93.5
保育士資格	60	58	96.7

また、卒業生を対象に卒業時アンケートを実施し、学生の満足度を把握するとともに、卒業して3年以内の卒業生に対して、現在の就職状況、在学時の授業、大学に対する意見等を把握するため、卒業生アンケートを実施している。これらのアンケート

結果に基づき、本学の教育、各種支援内容の検証を行っており、検証結果については教育改革や学生支援の実施の資料としている。なお、卒業生の就職先に対するアンケートについても実施しており、その回答から在学中に身に付けるべき学力や職業人として求められる資質・能力を検証している。

(d) 授業以外の測定・把握方法

授業以外の測定として、1 年次前期および 2 年次後期に株式会社リアセックの PROG テストを実施している。それぞれの時点において、社会人として必要な力であるジェネリックスキル（リテラシーとコンピテンシー）が、どの程度身に付いているのかを測定している。テスト結果から、学生は将来目指す職業像を明確にし、準備学習を効果的に進めることができる。また、社会で必要とされる人材とは何かを認識したうえで、必要な力を高めるために役立てている。

さらに、担任が、学生一人ひとりに対応し、学習状況や学生生活についての情報を学生との定期的な面談を通して把握し、学生ポータルサイト（UNIPA）の学生プロフィールに記載している。記載内容については教職員が情報を共有しており、担任による学習指導や学生生活の相談、進路指導、保護者対応などを行っている。

【PROG テストの概要】

【リテラシー：知識を活用して問題を解決する力】

問題解決力 （情報収集力・情報分析力・課題発見力・構想力）

【コンピテンシー：人と自分にベストな状態をもたらそうとする力】

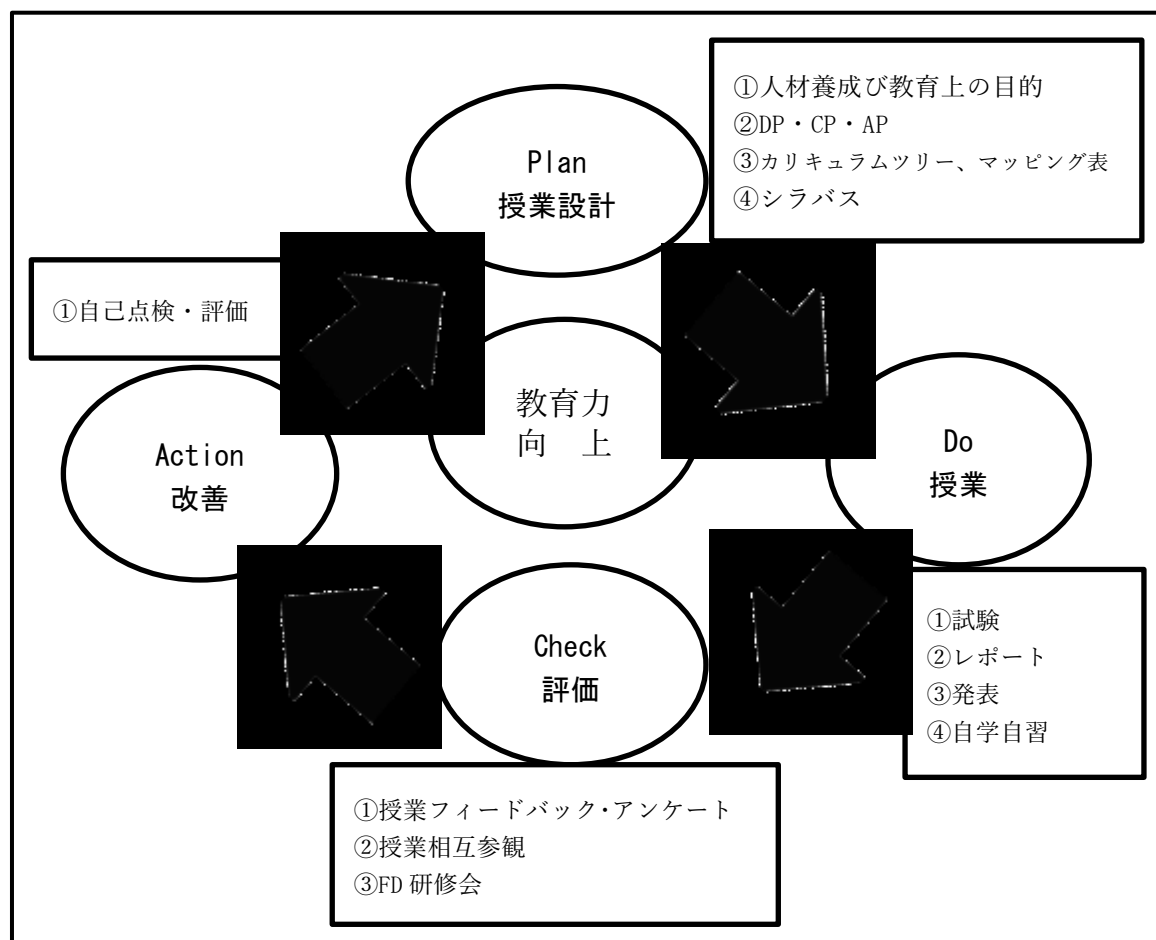
対人基礎力 （親和力・協働力・統率力）

対自己基礎力（感情制御力・自信創出力・行動持続力）

対課題基礎力（課題発見力・計画立案力・実践力）

教育の質の保証に関する査定の手法としては、卒業認定・学位授与の方針（DP）と各授業科目の到達目標との関連性を明確化するため、学年・学期ごとに授業科目を配置したマッピング表を作成している（備付-9）。また、卒業認定・学位授与の方針（DP）を達成するための科目間の系統性を示したカリキュラムツリーを作成している。卒業認定・学位授与の方針（DP）を達成するために、教育課程編成・実施の方針（CP）の授業科目の年次進行と、科目区分間の関連性を図示化したカリキュラムフローチャートを作成し、新入生への履修指導などに活用して、教育の質の向上に努めている（備付-24、25）。

【教育の質の保証に係る PDCA サイクル】



三つのポリシー（DP・CP・AP）については、外部有識者が出席する教育懇談会において、表現の適切性、わかりやすさ等について意見を求め、妥当性の検証を行っている。教育懇談会は毎年度開催しており、三つのポリシー（DP・CP・AP）の見直しを機関決定する際は、教育懇談会の検証を踏まえ、教育運営委員会の意見を徴し、評議会での審議を経て学長が決定している。前年度に引き続き令和 6（2024）年度についても一連の手続きを経て見直しを行った。

また、本学では、令和 4（2022）年度に教育活動の点検・評価に係るアセスメントプランを策定し、令和 5（2023）年度より IR 推進委員会を中心にアセスメントプランに基づく点検・評価を行っている（備付-8）。

本学では、教育の質の保証という観点から学校教育法、短期大学設置基準などの関係法令の変更を適宜確認し、法令遵守に努め、教育活動を実施している。文部科学省、厚生労働省等から出された法令に関する通知文書は、関係部署から、グループウェアであるグループセッションの「回覧板」を通じて、学長、副学長、短期大学部長および担当教育職員に回覧することにより、情報を共有している。

また、教育職員は、以下の専門分野一覧表に示すとおり、専門分野ごとに適切に配置するとともに、助手 1 人を配置している。

【専門分野一覧表】（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

専門分野	人数	専門分野	人数
教育学	2	幼児教育	1
保育学	2	学校保健	2
心理学	1	薬理学	1
教育心理学	1	障害児保育、障害児・者福祉	2
看護学	2		
計 14 人			

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の課題>

授業フィードバック・アンケートは、従来は紙媒体で実施していたが、調査の効率化および回答者の負担軽減を図るために、令和 5（2023）年度から web による回答に変更した。令和 6（2024）年度の回答率としては、前期は 81.3%と web による回答としては高い回答率が得られたが、後期はネットワークが第 3 者から不正アクセスを受けたことから外部との接続を遮断する事態となり、復旧作業やセキュリティ強化の対応等を含め、長期間にわたり通信業務に影響が生じたため、回答率が下がり 68.9%にとどまった。授業フィードバック・アンケートについては、実施結果の信頼性を担保するため、引き続き高回答率を目指して学生への周知・徹底を図る必要がある。

また、令和 4（2022）年度に策定したアセスメントプランについては、今後、教育活動の質保証に向け三つのポリシー（DP・CP・AP）の適切性を点検・評価するとともに、アセスメントプランに基づく教育効果および学習成果等の分析・検証を継続的に行う必要がある。

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の特記事項>

なし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

建学の精神の教育職員への周知については、建学の精神を踏まえた学科独自の FD 研修会などを開催し、学生に教授できるよう建学の精神および教育理念の理解度を高める。学生への周知については、新入生オリエンテーションの際に建学の精神である学是「自律処行」について説明をするとともに、Web 上で実施する学生便覧テストを通じ、学生の理解度を把握している。また、教養教育科目「キャリアデザイン I」における、福原学園の歴

史や歩みなどの授業内容を通じて、建学の精神である学是「自律処行」の理解度を高めていく。

教育課程の適切性を継続的に検証するため、毎年度、マッピング表、カリキュラムツリーおよびカリキュラムフローチャートを作成するとともに、カリキュラムツリー等の実質的な運用を通じて科目順次性等を明確にし、教育課程の体系化を図っている。

学習成果の査定については、令和4（2022）年度に策定したアセスメントプランに基づき教育効果および学習成果等の分析・検証を継続的に行っている。

自己点検・評価活動については、教育研究活動や管理運営などの状況を自己点検・評価したうえで、毎年度の自己点検評価書に反映させ継続的な改善に取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生への建学の精神である学是「自律処行」の理解度を高めるため、新入生オリエンテーションで実施する学生便覧テスト、および教養教育科目「キャリアデザインⅠ」における、福原学園の歴史や歩みなどの授業内容を通じて、理解度の実態把握を行っているが、今後も継続して実施し、学生への周知を図る。

三つのポリシー（DP・CP・AP）については、教育目的を踏まえた内容の一貫性、整合性、明瞭性、具体性の観点から毎年度の検証を行う。

授業フィードバック・アンケートについては、FD 推進委員会と各種委員会の連携を強化し、今後も継続して検証を行う。

アセスメントプランについては、その教育効果および学習成果に係る情報を一元管理し可視化できるよう IR 推進委員会等を通じて点検・評価を実施し、社会の動向も踏まえながら適切に改善・向上を図る。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出書類 1. 令和 6 年度学生便覧

2. 2025 年大学案内

3. 情報公開 Web サイト

<https://www.kwuc.ac.jp/introduction/information/>

4. 令和 6 年度版教員ハンドブック

10. 2025 年度入学試験要項

11. 令和 6 年度シラバス

13. 2024 年度 入学試験要項

提出資料-規程集

37. 九州女子短期大学学位規程

38. 九州女子短期大学履修規程

39. 九州女子短期大学教職課程履修規程

41. 九州女子短期大学保育士課程履修規程

備付資料 10. 免許・資格取得者一覧（令和 6 年度卒業生）

11. 学修の成果と軌跡（ディプロマ・サプリメント）（サンプル）

12. 卒業時アンケート調査分析結果

13. 卒業生アンケート調査分析結果

14. 大学 Web サイト（学修成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報） <https://www.kwuc.ac.jp/introduction/information/certificationcriteria/>16. 卒業生の就職先に対するアンケート調査分析結果
（令和 5 年度卒業生の就職先）

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 単位授与の要件を定めている。

(2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。

①単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。

(3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。

(4) 進級判定がある場合は周知している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

本学の卒業認定・学位授与の方針（DP）は、学則第3条に示している「人材養成及び教育の研究上の目的」に基づき、以下のとおり定め、「入学試験要項」、「学生便覧」、「教員ハンドブック」および本学のホームページに掲載し、学内への周知はもとより、学外に対しても広く公表している（提出-10、13）（備付-14）。

本学の卒業認定・学位授与の方針（DP）には、学校教育において重視すべき三要素に基づき、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働性・倫理性」で構成し、卒業までに達成すべき学習成果を定めている。

また、学則において、単位の認定および卒業に必要な単位数を以下のとおり定めている。

【九州女子短期大学学則（抜粋）】

（単位の認定）

第30条 各授業科目の単位の認定は、試験又はこれに代わるべきものによるものとし合格した者に対して所定の単位を与える。

2 前項の試験等の成績の評価は、秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格とする。

（卒業）

第43条 卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

教養教育科目 11単位以上

専門教育科目 24単位以上

上記の単位を含み合計62単位以上を修得する。

2 学長は、本学に2年（第21条又は第22条の規定により入学した者については、第24条により定められた在学すべき年数）以上在学し、前項規定の所定の単位数を修得した者に対し、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、卒業を認定し卒業証書を授与する。

成績評価は、学則第30条および九州女子短期大学履修規程（以下、「履修規程」という。）第14条に定められた基準のとおりに、秀 100点～90点、優 89点～80点、良 79点～70点、可 69点～60点、および不可 59点以下の基準で行っている。秀・優・良・可が合格、不可が不合格評価である。このように単位の認定に関しては、学則および履修規程において明確に規定しており、シラバスに示す成績評価基準に基づき、厳正に行っている。特に、シラバスには各回授業の予復修課題の内容を記載して、単位の実質化の一助にしている。

【成績評価・GPA換算表】

合 否	評価基準	「成績通知書」 評価表示	「成績証明書」 評価表示	G P (Grade Point)
合 格 (単位修得)	100～90 点	秀	秀	4.0
	89～80 点	優	優	3.0
	79～70 点	良	良	2.0
	69～60 点	可	可	1.0
不合格	59～ 0 点	不可	表示されない	0
	無資格	無資格		0

成績は、評価基準の点数に応じて評価で行うものとし、可以上を単位修得評価として認定している。なお、評価基準の点数が不合格で不可となった場合の成績通知については、評価点数が、59～0点の場合は不可、出席不良の場合は無資格と記載し、不認定となった理由をより明確にすることにより、学生の以後の学習の改善に繋がるようにしている。成績評価はポイントに換算し、GPA（Grade Point Average）算出の基礎点としても活用している。

また、履修規程において、取得可能な免許・資格に必要な科目を明示するとともに、教職課程、保育士課程の詳細事項については、九州女子短期大学教職課程履修規程、九州女子短期大学保育士課程履修規程を定め、周知している（提出-規程集 38、39、41）。平成 28（2016）年度からは毎年度、学年・学期ごとに授業科目を配置したマッピング表を作成し、卒業認定・学位授与の方針（DP）と授業科目の到達目標との整合性について確認を行っている。卒業認定・学位授与の方針（DP）については、他の二つのポリシーとあわせて、定期的な点検を実施しており、今後も継続して行う。

本学では単位の実質化を図る一環として、履修規程第 8 条の履修制限に、年間に履修できる単位数の上限を 44 単位と定めている。ただし、成績優秀者等の履修上限については 44 単位を超えて認めることができる旨を規定している。また、学年の進級に関しては、履修規程第 23 条に要件を定めており、新入生オリエンテーション時に学生へ周知している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ①学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ②専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。
 - ③シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑥通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。
- (3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

本学の教育課程については、教育目的・目標に即した教養教育科目と専門教育科目を体系的に編成し、子どもの心身の健全な育成に必要な科目内容を盛り込み、学習成果が達成できるようにしている。また、教育職員免許状（幼稚園教諭二種免許状および養護教諭二種免許状）および保育士資格の法令に基づいた科目を配置している。

単位は、履修登録手続きを正しく行い、授業に出席したうえで、シラバスに明記している各科目の評価基準に従って認定する。シラバスでは、授業科目ごとに、授業概要、到達目標および、卒業認定・学位授与の方針（DP）と授業到達目標との関係を示している。各授業科目の成績評価の方法については、授業到達目標への到達努力の評価と、最終到達度の評価の基準で 100%となるようにしている。なお、教養教育科目である外国語科目や情報処理科目など、同一科目を複数のクラスで開講している科目の評価は、統一したシラバスを作成して評価基準に教育職員による差がないように配慮している。

シラバスには、授業の方法および内容、ならびに授業計画を詳細に明示することのほか、授業科目ごとに当該授業の到達目標、卒業認定・学位授与の方針（DP）と授業到達目標との関係、各授業科目の学習に係わる評価の基準等も明示している。また、1 単位の授業科目に必要な 45 時間の学習を考慮して、各回授業の予・復習の課題や授業時間外に必要な学習等を明示することにより、単位の実質化を図っている。さらには、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れるよう、シラバスに記載欄を設け内容を明記している（提出-11）。

シラバス作成においては、当該科目担当者とは別の教育職員が点検を行うシラバスの第三者確認制度を導入しており、科目名称、授業内容、到達目標と教育目標等の適切性、複数クラスを開講する同一科目の内容等の統一化、当該科目と関連する科目の授業内容の連続性、成績評価方法の適切性、課題（レポート）や試験に対する説明、およびフィードバックの方法などについて、シラバス確認チェック項目に基づき第三者の視点で確認し点検している。

学生による授業評価としては、授業中間アンケートを実施し、その結果を受け、授業担当者が後半の授業の改善を行っている。その後、学期末に授業フィードバック・アンケートを実施し、集計結果を当該授業担当者にフィードバックしている。授業担当者は、その授業フィードバック・アンケートの集計結果を踏まえた分析および改善点を授業改善報告書に記載し提出することとしており、アンケート集計結果と授業改善報告書は本学図書館で公開し、閲覧できるようにしている（備付-31、32、33）。

教育職員の配置については、短期大学設置基準、教職課程認定基準、児童福祉法施行規則などに基づいて、教育職員の資格・業績を十分に考慮して配置している。また、実務経験のある教育職員が担当する授業科目、および実践的教育から構成される授業科目については、卒業に必要となる標準単位数の 1 割以上を開講している。教育職員は、授業内容の把握・理解を深めるため、免許・資格取得別（幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状、保育士資格）にカリキュラムツリーを策定し、教職関連科目の科目間の連携を図るため、担当する教育職員間で授業内容の調整を行っている。

教育課程の点検・改善については、卒業認定・学位授与の方針（DP）を達成するために、授業科目の連携や年次配当を示したカリキュラムツリーを基に、科目配置の適切性等について教務委員会等を通じて継続的に点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学の教養教育科目は、実社会で必要とされる幅広く深い教養を身に付けることを目的とし、第1群「人文・社会科目」、第2群「健康科目」、第3群「外国語・情報科目」、第4群「キャリア支援科目」の履修区分を設けている。建学の精神である学是「自律処行」に示す「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成することを目的とする」を達成するために、今日の教育者・保育者の資質として特に求められる、他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を身に付けられるように、入学時からキャリア教育を実施している。

教育課程については、「教養教育科目」と「専門教育科目」に区分し、以下のとおり各科目区分を配置し、授業科目を編成している。

【教育課程科目区分】

科目区分	
教養教育科目	第1群：人文・社会科目 第2群：健康科目 第3群：外国語・情報科目 第4群：キャリア支援科目
専門教育科目	・基礎科目 ・基幹科目（発達支援領域） （健康支援領域） ・卒業研究 ・教職関連科目

専門教育科目は、基礎科目、基幹科目、卒業研究および教職関連科目に区分している。また、基幹科目については、「他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を培い、自主・自立の人材を養成する。また、子どもの心身の健やかな成長・発達について深い知識と高い技能を有し、子どもの成長・発達と健康の維持増進を支援する実践的力量をもった人材の養成を目的とする」という、子ども健康学科の人材養成および教育研究上の目的を踏まえ、発達支援領域と健康支援領域の専門的知識・技能を学ぶ科目を配置し、教養科目で修得した知識

の理解を深められるように構成している。

【子ども健康学科 教育課程概略図】

教養教育科目	専 門 教 育 科 目			
	卒 業 研 究			
	基 礎 科 目	基 幹 科 目		教職関連科目
		発達支援領域	健康支援領域	
教育者・保育者として必要とされる教養とマナーを身に付ける	乳幼児、児童、生徒、保育・教育に関する基礎知識と技能を身に付ける	幼稚園教諭・保育士に必要な乳幼児に関する専門知識と技能を身に付ける	養護教諭に必要な児童・生徒に関する専門知識と技能を身に付ける	教育者、保育者の役割と責任を認識し、責任を果たす力を身に付ける

また、本学では、FD 推進委員会等を通じて教養教育科目を含む全授業科目を対象に授業フィードバック・アンケートを実施し、授業内容・方法に関し、学生の意見を聴取している。授業フィードバック・アンケートの集計結果については授業担当の教育職員にフィードバックを行い、授業担当の教育職員は集計結果を基に自己省察したうえで、個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）に記載し、授業改善に努めている。

さらに、株式会社リアセックの PROG テストを利用したアセスメントテスト（学習到達度調査）を実施しており、本学学生の経年変化の検証および全国平均との比較を行い、本学学生の教育において特に力を入れるべき取り組みについての検討を行うことにより、本学学生の基礎学力等の経年変化等の客観的データを把握し、教養教育科目を含めた本学の教育課程において、力を入れて取り組むべき事項を学科内で共有するとともに、シラバス作成や学生指導等の改善に取り組んでいる。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学では、幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状、保育士資格の取得を中心に教育課程を編成している。

教養教育科目区分に設定しているキャリア支援科目においては、大学での生活、学習方法の修得、学習の動機付け等を内容とする導入教育から、それぞれの学生が取得を希望する免許・資格に関する職業教育に至るまで、学生一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた能力

や態度を育む内容を実施している。科目としては「キャリアデザインⅠ」および「キャリアデザインⅡ」を必修科目として配置しており、学生へ職業観や就職の基礎知識などについて指導をしている。さらに令和6（2024）年度からは学修ポートフォリオを活用して主体的な学習を促すとともに、個々人に寄り添った修学支援を行うことを目的に「キャリア基礎演習Ⅰ」および「キャリア基礎演習Ⅱ」を配置した。学生は、これらの科目の受講を通じて、保育所・施設・幼稚園・学校などの就職現場におけるスキルの獲得に向けて、社会人として必要なマナーをはじめ、基本的な実践力を身につけていくとともに、現場で働いている方との交流を通し、社会人として必要な基礎的能力の習得を目指している。

免許・資格に係る実習指導については、すべての実習科目において事前事後指導を実施している。学生は、1年次の集中講義として実施している専門教育科目「子ども健康学演習」において、今後の実習における基本的な心構えや実習に必要なとされる手続きなどすべての実習に共通する基礎を学んでいる。

実習の事前指導では、実習に関する基礎講座、頭髮・服装検査、事前訪問の説明（電話のかけ方等）、個人票・誓約書の書き方、実習先概要の書き方、指導案の書き方、日誌の書き方、お礼状の書き方の指導を実施している。また、実習後は実習報告会を実施し、実習の振り返りを通して学生が次の実習に向けての目標設定や就職に必要な社会人としての素養を身に付けている。

令和2（2020）年度からは、学生が感染症対策を的確に行うことのできる力を身に付けるため、感染症の基礎知識である（a）感染症の要因、（b）保育所における感染症対策、（c）学校における感染症対策、（d）感染症予防策、（e）衛生管理についての指導を強化して実施している。

本学では職業教育の効果を測定するため、卒業して3年以内の卒業生に対して、現在の就職状況、在学時の授業、大学に対する意見等を把握するため、卒業生アンケートを実施している。本学の教育、各種支援内容の検証を行い、教育改革や学生支援の実施の資料としている。また、卒業生の就職先に対するアンケートも実施している。このアンケートは、在学中に身に付けた学力や資質・能力が、それぞれの就職先において職業人として発揮できているかを検証するために行っているものであり、アンケート結果については、就職委員会等を通じて教職員間で情報共有を行って学生指導等に役立てている（備付-12、13、16）。

【卒業生の免許・資格取得状況（令和4（2022）～令和6（2024）年度）】

免許・資格名	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
幼稚園教諭二種免許状（人）	65	63	38
養護教諭二種免許状（人）	55	61	43
保育士資格（人）	106	98	58

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

本学では、教育・保育現場で活躍できる人材の養成を主としており、就職先に関しても、専門性を活かした職場に多く就職している。しかし、近年は、教育・保育現場以外の多方面の職種からの求人も多くあることから、幅広い知識や技術を身に付けることが求められている。主となる専門分野に加え、興味のある異なる分野を深く学び就職活動に活かし、社会に出てから役に立つだけでなく、その後のスキルアップにつながる教育課程の編成を検討する必要がある。また、2年間の教育課程での学びの中で学生の主体的な学習を促すとともに、学生個々に寄り添った修学支援を行う体制を構築する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

本学では、平成 28（2016）年度に自己点検・評価活動に資することを目的に外部有識者を委員に加えた教育懇談会を設置した。教育懇談会では例年、九州女子大学・九州女子短期大学の三つのポリシーに基づく教育活動、およびガバナンス・コードの適合（遵守）状況を協議事項とし、本学の点検結果について説明を行ったうえで、外部委員から意見を徴している。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

提出書類 1. 令和6年度学生便覧

3. 情報公開 Web サイト

<https://www.kwuc.ac.jp/introduction/information/>

4. 令和6年度版教員ハンドブック

7. 九州女子短期大学学則（令和6年度）

8. 令和6年度履修ガイド

提出資料-規程集

22. 九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会要項

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学の卒業認定・学位授与の方針（DP）には、卒業までに達成を目指す学習成果を定めている。全教育職員が担当する授業科目の学習成果をシラバスの到達目標欄に具体的に記載したうえで、その成績評価基準も詳細に記載していること、また免許・資格の取得を学習成果の一つとして位置付け、幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状、保育士資格の取得を中心に教育課程を編成していることから、学習成果は具体性があるものとなっている。

本学の教育課程は、修業年限である2年間に定められた単位数を修得することにより、学習成果を達成し、卒業・学位授与に必要となる単位を修得できるように編成している。2年間での学習成果の達成が可能となるように、各年次の授業開始前にオリエンテーションを実施し、履修指導を行っている。

本学が学習成果の一つとして位置付けている免許・資格については、社会的ニーズに対応した免許・資格であり、実質的な価値が十分にあるものとする（備付-10）。

また、令和3（2021）年度より学生に学習成果を可視化するための資料として、学修の軌跡と成果（ディプロマ・サプリメント）を卒業時に配布している。学修の軌跡と成果（ディプロマ・サプリメント）は、2年間の学習内容の証明とし、「学位」、「知識」、「資格」、「能力」を記載しており、学習成果の結果を明確に可視化した資料となっている（備付-11）。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
- (2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
- (3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

全教育職員が各担当科目において、卒業認定・学位授与の方針（DP）を達成させるための授業内容を策定し、シラバスに基づいた授業を実施するとともに、成績評価を行っている。また、担任は、学生の単位修得状況および GPA を把握しており、単位修得状況に基づき、指導を行っている。

学習成果の獲得については、教務委員会を通じて教育職員との連携を図り、マッピング表およびカリキュラムツリーの作成等を行うことにより、業務を遂行している。

教育職員は、授業内容の把握・理解を深めるため、免許・資格取得別（幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状、保育士資格）にカリキュラムツリーを策定し、教職関連科目の科目間の連携を図るため、担当する教育職員間で授業内容の調整を行っている。

本学の中期経営計画における施策の一つに免許・資格取得支援の強化を掲げており、免許・資格取得および採用試験等の支援について、毎年度、事業計画 AP を策定したうえで、全教職員で取り組んでいる。また、毎年度の事業計画 AP の実績は、年度終了ごとに、全教職員に周知するとともに、中期経営計画委員会を通じて実態を把握・評価し、次年度に向けた方策を検討している。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。
- (3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
- (5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

本学は、平成 27（2015）年度より GPA 制度を導入しており、学生に成績通知書配布の際に通算 GPA を開示し、教育職員が GPA の内容について説明している。成績の分布状況については、合同教務委員会が、各学期の GPA 分布図に基づき、GPA1.5 未満の学生を把握し、担任が該当学生の個別面談を実施することにより、組織的な修学支援へ繋げている。

学生の学習成果を客観的に把握するため、株式会社リアセックの PROG テストを各年次で実施し、経年変化の検証および全国平均との比較等の分析を行い、分析結果については、学科内で情報共有するとともに、特に力を入れて取り組む事項等を学科内において検討を行

い、シラバス作成や学生指導等に役立てている。

なお、学習成果の指標となる免許・資格取得状況および就職率・進路決定率については、就職委員会を通じて学科内で情報共有を図っている。また、学外に対しては、本学ホームページを通じて卒業者（学位授与者）とともに、広く公表している。

また、本学では、学習成果の質的データとして、在学生、卒業生および就職先企業等の進路先を対象とした以下のアンケート調査を行っており、改革・改善に役立てており、また、アンケート集計結果については、本学ホームページにおいて公表している。

①学生生活アンケート

学生生活全般に関する意見や要望を把握することともに、学生の満足度を調査することを目的に全学生対象に実施しており、収集されたデータや分析結果については、学内にて共有し、学生生活全般の改善に活用している。

②卒業時アンケート

卒業予定者を対象とし、実施されるアンケート調査で、本学での成長実感や満足度等を調査する目的で実施している。収集されたデータや分析結果については、教学改善の検討に活用している。

③卒業生アンケート

卒業して3年以内の卒業生を対象に実施しているアンケート調査であり、現在の就職状況、在学時の授業、大学に対する意見等を把握することを目的に実施している。なお、収集されたデータや分析結果については、本学の教育、各種支援内容の検証を行い、教育改革や学生支援の実施の資料としている。

④卒業生に関するアンケート

卒業生の就職先等の進路先を対象としたアンケート調査であり、在学中に身に付ける学力や資質・能力などが、進路・就職状況等から教育の成果や効果として得られているか検証している。

免許・資格取得については、幼稚園、小学校、保育所、社会福祉施設、病院での実習が必要であり、教育職員は、学生が実習期間中に実習先を訪問し、指導を行っている。教育職員は、訪問を実施した際に、卒業生に関する就職先からの意見聴取を行っている。就職先から出された意見は記録に残し、学科会議を通じて教育職員間で情報を共有するとともに、キャリア支援課に実習の状況を報告して情報を共有し、授業の改善等に役立てている。

就職先からの求人については、幼稚園、保育所、施設などから継続的な求人があり、令和5（2023）年度は就職率90.8%を達成することができた。このことから、卒業生は就職先から良好な評価を得ていると判断する。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
- (2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
- (3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

本学の卒業認定・学位授与の方針（DP）には、卒業までに達成を目指す学習成果を定めている。全教育職員が担当する授業科目の学習成果をシラバスの到達目標欄に具体的に記載したうえで、その成績評価基準も詳細に記載していること、また免許・資格の取得を学習成果の一つとして位置付け、幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状、保育士資格の取得を中心に教育課程を編成していることから、学習成果は具体性があるものとなっている。

本学の教育課程は、修業年限である2年間に定められた単位数を修得することにより、学習成果を達成し、卒業・学位授与に必要となる単位を修得できるように編成している。2年間での学習成果の達成が可能となるように、各年次の授業開始前にオリエンテーションを実施し、履修指導を行っている。また、本学が学習成果の一つとして位置付けている免許・資格については、社会的ニーズに対応した免許・資格であり、実質的な価値が十分にあるものとする（備付-10）。

令和3（2021）年度より、学生に学習成果を可視化するための資料として、学修の軌跡と成果（ディプロマ・サプリメント）を説明資料を含め、卒業時に配布している。学修の軌跡と成果（ディプロマ・サプリメント）は、2年間の学習内容の証明とし、「学位」、「知識」、「資格」、「能力」を記載しており、学習成果の結果を明確に可視化している（備付-11）。

また、学習成果の獲得状況として、卒業者数、就職者数、進学者数、学位授与数、教員免許状取得状況をホームページに掲載し、広く公表している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題＞

令和6年度に導入した教育プログラムについては、修了証の発行状況等を踏まえ、継続的に点検し、取得向上に努める必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項＞

なし

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

- 提出書類
1. 令和5年度学生便覧
 2. 2024年度大学案内
 3. 情報公開 Web サイト
<https://www.kwuc.ac.jp/introduction/information/>
 4. 令和5年度版教員ハンドブック
 10. 2024年度入学試験要項
 11. 令和5年度シラバス
 13. 2023年度 入学試験要項

提出資料-規程集

37. 九州女子短期大学学位規程
38. 九州女子短期大学履修規程
39. 九州女子短期大学教職課程履修規程
41. 九州女子短期大学保育士課程履修規程

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
- (3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
- (4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
- (5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
- (6) アドミッション・オフィス等を整備している。

<区分 基準Ⅱ-C-1の現状>

入学者の学習成果を明確に評価するため、入学試験要項に入学者選抜における各入試区分の評価の特性を明確に記載し、高等学校での調査書、面接・面談試験、課題、一般選抜においては科目試験を加え、総合的に評価している。

学校推薦型選抜の指定校推薦においては、高校における全体の学習成績の状況が本学の定める数値以上で、学習成績および人物ともに優秀と認められた者で、合格した場合、必ず入学する意志を持つ者を作文、面接および調査書により、総合的に評価している。学校推薦型選抜の一般推薦においては、出身学校長の推薦を受けた者を作文、面接および調査書により、総合的に評価している。一般選抜においては、学力試験および調査書（主体性評価）に

より、総合的に評価している。総合型選抜においては、プレゼンテーション方式と課題方式があり、プレゼンテーション方式では、自己紹介書、プレゼンテーション、作文および面談により総合的に評価し、課題方式では、自己紹介書、課題、作文および面談により、総合的に評価している。

本学では入学者受入れの方針（AP）に沿った多様な入試区分（特待生選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、学力特待生選抜、その他の選抜）を設定している。入学試験の実施にあたっては、入試広報課において願書受付時の各種書類の点検等を複数の者で入念に行い、公正かつ適正に実施している。

令和 6（2024）年度中に実施する入学者選抜では、学校推薦型選抜、総合型選抜において、試験科目として新たに作文を課し、試験当日に志望理由や入学後の学修などについて記述させ、受験生の基礎的文章力の評価を行っている。

本学の入学者選抜は、入学者受入れの方針（AP）に対応した方法を用いて、学校推薦型選抜（一般推薦選抜、技能特待生選抜（実技方式・書道特待・剣道特待）、特別指定校推薦選抜、指定校推薦選抜、同窓生子女推薦選抜）、一般選抜、学力特待生選抜、特待生選抜（保育者養成支援）、総合型選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜、帰国子女選抜を実施している。

また、令和 2（2020）年度より、特待生選抜において、保育者（幼稚園教諭・保育士）を目指す学力に優れた高校生を対象として、特待生選抜（保育者養成支援）を実施している。

さらに、令和 5（2023）年度より、一般推薦選抜および一般選抜において、幼稚園教諭、養護教諭および保育士を目指す意欲があり、かつ、入学後の 2 年次に上級生と下級生の交流や下級生の専門的技術の向上、授業運営への参画に意欲を有する高校生を対象として、スチューデント・アシスタント養成支援制度を設け、令和 6（2024）年度入試においても継続して実施している。

本学では高大接続の観点から、学力の三要素を踏まえた多様な入学者選抜を行っており、上述のとおり、入学者選抜ごとに入試区分に特色を出し実施している。入学者選抜の実施にあたっては、学長を議長とする評議会の下に設置される入学試験企画委員会で審議決定したのち、評議会において学長が意思決定を行う。また、入試実施に係る業務は入学試験企画委員会で審議された実施要領を通じて全教職員へ周知し、適切に実施している。合否判定は、短大部長、入試広報部の協議により合否判定案を作成し、判定結果については、学長を委員長とする入学試験委員会で意見を徴し、厳正かつ公正に審議したうえで学長が最終的に決定している。

本学は、アドミッション・オフィスは設置していないが、入試広報部入試広報課が入試実施および募集広報に関わる窓口となっている。入試実施業務および募集広報業務の各種事務については、入試広報部入試広報課が行っている。

入学者受入れの方針（AP）に関する高等学校関係者の意見聴取については、高校訪問や高等学校進路担当教諭を対象とした大学説明会の際に高校側から入試に関する要望等について意見を聴取していたが、令和 5（2023）年度からは、高大連携協定を締結する高等学校の学校長にも、定期的に入学者選抜に関して意見を聴取し、入試制度見直しの際の検討材料としている。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
- (3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

本学では、入学試験要項および本学のホームページにおいて、入学者受入れの方針（AP）、選抜区分ごとの募集人員、授業料等について、入学試験要項および本学ホームページ内に掲載している。また、その他入学に必要な経費の詳細については、合格通知に同封する「入学手続き」の冊子において説明文を明記している。

受験生、保護者および高等学校等からの受験の問い合わせなどについては、入試広報部入試広報課がメール、電話だけでなく、個別の学校見学やオープンキャンパス時の個別相談に応じている。問い合わせの内容によっては、教育職員が適切かつ迅速に対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

本学の志願者数、入学者数は減少傾向にあり、入学定員が充足できない状況が続いている。今後、18 歳人口および女子大・短期大学への志願者の減少といった社会的要因に影響される状況が続くことが予測されるため、受験生にとって受験しやすい入学者選抜の検討が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料
1. 令和 6 年度学生便覧
 2. 2025 年大学案内
 5. Campus Life 2024
 8. 令和 6 年度履修ガイド
 10. 2025 年度入学試験要項
 11. 令和 6 年度シラバス
 12. 2024 年大学案内
 13. 2024 年度入学試験要項

提出資料-規程集

55. 九州女子短期大学奨学金運用要項
120. 福原学園職員研修委員会規程

備付資料

9. 令和 6 年度開講科目マッピング表

13. 卒業生アンケート調査分析結果
15. 学生生活アンケート集計結果
17. 2025 年大学案内
18. 2024 年度入学手続き
19. 子ども健康学科 Web サイト
<https://www.kwuc.ac.jp/course/>
20. 「入学前教育課題」に関する資料
21. 令和 5 年度学生便覧
22. 新入生オリエンテーション配布物
23. 令和 6 年度履修ガイド
25. 令和 6 年度入学生カリキュラムフローチャート
26. 進路登録カード（様式）
27. 学生プロフィール キャリアシート（様式）
28. 成績不振学生の面談報告書（様式）
29. 進路一覧（令和 4 年度～令和 6 年度）
30. GPA データ一覧表（前・後期別）
31. 2024 年度授業フィードバック・アンケート（様式）
32. 令和 6 年度 授業フィードバック・アンケート集計結果
33. 個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）（様式）
34. 2025 年度入学試験要項
35. Campus Life 2024
36. 九州女子大学・女子短期大学海外協定締結校一覧
37. 大学 Web サイト（国際交流）
<https://www.kwuc.ac.jp/introduction/international/>

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
- (11) 学生の海外への派遣（長期・短期）を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

本学は、入学試験合格者に対して、入学前教育の課題に関する資料および入学手続きに関する冊子を送付している。この冊子は、入学前の手続き（入学前教育を含む）、入学当初の行事日程（学科別オリエンテーション・新入生研修など）、寮・アパート情報および提出書類についてまとめたものであり、入学直後に必要となる授業や学生生活に関する情報を提供している（備付-20）。

また、「大学案内」および本学ホームページにおいて、子ども健康学科の特長や学びのポイントを紹介している（提出-12）（備付-17、19）。

学習の方法や履修登録の方法などについては、定期的にオリエンテーションを実施している。1年生に対しては、入学直後の事務局主催や学科主催によるオリエンテーションにより、本学での学生生活における全般的な説明を行っている。

特に新入生研修では、履修登録前に本学での学びの注意点、免許・資格に係る実習スケジュールおよび履修指導を行い、学習方法や単位修得について理解を促している。また、後期の授業開始前にも、学科主催のオリエンテーションで履修指導を行っており、履修ミスがないように、担任などが時間割作成をサポートしている（備付-22、25）。

2年生に対しては、教育職員が授業開始前に履修指導を行い、免許・資格取得に向けて指導している。これらの履修指導などについては、「学生便覧」、「シラバス」および、履修成績全般と免許資格取得のマニュアルとして作成している「履修ガイド」を活用している（備付-21、23）。

学習面では学生の基礎学力、読み書きなどの国語力が以前と比べ低下してきているため、教養教育科目「文章力をつける」の授業において、語彙力や文章表現力が身に付くような教育を行っている。免許・資格取得に必要な学外実習においては、実習日誌や指導案を作成するために文章力やレポート作成能力が必要不可欠である。実習日誌の記載内容の指導や指導案作成における留意点について指導、実習事前事後指導や報告会で機会あるごとにレポートを提出させ、添削を行い、文書力の向上に努めている。その他、学生からの学習に関する相談や学力不足に対する個別指導については、オフィスアワーや教育職員の空き時間を利用して、対応を行っている。

学生の就学状況に関しては、子ども健康学科、キャリア支援課および教務課が連絡を密に取り、組織的に対応するよう努めている。本学の履修規程は、授業科目の受講回数が開講回数の3分の2に満たない者は当該科目を受験できない旨を規定していることから、授業開始当初から欠席が続く学生に対して、学科教務委員に報告し、学科教務委員や科目担当の教育職員から担任に連絡する体制を整えている。連絡を受けた担任は対象学生と面談を行い、授業への出席を促すなどして、その科目が未修得とならないように指導を行っている。対象学生の保護者に対しても、受講状況などを電話または面談によって伝えるようにし、家庭との連携を図っている。

また、令和3年度から、各学期のGPA分布図に基づき、成績下位4分の1以下の学生を把握したうえで、学業成績がGPA1.5未満に該当する者に対し、学科の教育職員、教務課およびキャリア支援課が連携し、修学支援を行っている（備付-28、30）。

その他、担任は担当している学生に対して個人面談を実施し、その時点での学習状況、将来の進路、抱えている問題などを学生ポータルサイト（UNIPA）の「学生プロフィール」へ入力している。入力された情報を教職員間で共有することにより、学生の状況に応じた適切な支援の実施に繋げ、退学の抑制にも努めている。また、より専門的な知識を得たいという学生に対しては、専門書を紹介するなど、個別に対応している。

図書館業務の事務処理として学術情報センター図書情報部図書情報課を置き、専門的な知識を有した専任事務職員を配置し、図書・雑誌・電子リソース等の学術資料を収集・保存・提供し、学生の自学自習や教員の研究を支援している。また、地域社会との連携事業やインターンシップ、ボランティア活動等を担当する地域教育実践研究センター、情報処理教育等を担当する学術情報センター情報システム部情報システム課を配置し、学生の学習向上のための支援に対応している。

学生の海外への派遣については、福原学園が設置する国際交流・留学生支援室が中心となり、複数の海外研修プログラムのコースを設定し募集を行っている（備付-35～37）。

〔区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-D-2の現状>

本学では、平成 28（2016）年度の事務組織の改編により、学生支援、就職支援ならびに募集広報の三業務を所掌するキャリア支援課を設置した。さらに、令和 3（2021）年度にも事務組織を再編し、三業務のうち募集広報については、新設した入試広報課に移管し、キャリア支援課は学生支援と就職支援の二本柱で業務を展開している。

学生支援に関する内容を審議する組織について、本学は教職員で構成された学生部委員会を設置し、九州女子大学と合同で運営している。学生部委員会の審議内容は、学生の生活指導に関する事項、学生の福利厚生に関する事項、学友会に関する事項、保健衛生・環境整備に関する事項、学生表彰に関する事項などがある。また、学生生活に関する学生の意見などについては、毎年 1 回全学生を対象に学生生活アンケートを実施している（備付-15）。

本学における学生が主体的に参画する活動については、部活動として部・サークル・同好会があり、大学行事として学生総会や大学祭などがある。大学行事については、キャリア支援課の学生支援を担当する事務職員が助言・指導を行ったうえで、学生が主体的に活動し、運営している

また、円滑な学生生活を送るため、様々な福利厚生施設を設置している。学生のくつろぎや自学自習の時間を過ごすため、弘明館の 1 階に「九女ラウンジ」を設置するとともに、弘明館 2～4 階に自学自習スペースを設置している。また、耕学館では「耕学館ラウンジ」を設置している。館外では、ベンチ、椅子を設置し、授業の空き時間を学生同士または教職員

との自由な交流の場として提供している。

弘明館 2 階には学生ロッカー室と併設して、「なでしこルーム」を設置し、体育実技や実験・実習などの授業後に身だしなみを整えられるように配慮している。

学生の昼食に関しては、令和 2（2020）年度の鶴泉寮の解体工事に伴い学生食堂を閉鎖したことから、思静館 1 階の売店（カナート）において弁当やパンを販売しているが、学生・保護者からの要望もあり、更なる学生サービスの向上、充実を図るため、令和 6（2024）年 9 月に新たな福利厚生施設として学生向けの軽食を販売する施設としてカフェ（小梅茶寮）を開業した。

学生の健康管理およびカウンセリングについては、保健室を設け、学園の保健センター専任の看護師が学生の日常的な病気や怪我への対応を行い、必要に応じて心理カウンセラーと連携しながら学生の悩みの早期解決を支援している。保健室では、相談に来た学生の心身の体調を判断し、必要な場合は地域医療機関などを紹介して、体調の悪化を未然に防ぐように努めている。なお、本学の保健室の環境については、弘明館の 1 階にベッド室と相談室を確保している。ベッド室を相談室と分離することにより、相談に来る学生への対応と体調を崩してベッドで休養する学生への対応を分けることや、体調不良者が静かな環境となるように配慮している。また、カウンセリングルーム（相談室）については相談者と待合室にいる学生が顔を合わさずにすむように、学生の心情に配慮した動線を確保している。

【学生のための福利厚生施設】

No	名 称	概 要
1	九女ラウンジ	弘明館 1 階にあり、自動販売機を設置し、授業の合間や昼休みなど学生の憩いの場として、またミーティングや自学自習の場として利用できる。
2	耕学館ラウンジ	耕学館 1 階にあり、自動販売機を設置し、授業の合間や昼休みなど学生の憩いの場となっている。
3	館外における憩いの場	弘明館中央広場にあり、学生たちの憩いの場となっている。
4	なでしこルーム	弘明館 2 階にあり、常日頃より洗練された女性であるために、身だしなみを整えることができるように設置し、マナーのレッスンなどにも利用される。
5	カナート（売店）	思静館 1 階にあり、お弁当、文房具、雑誌を提供し、コピー機を設置しており、売店前のスペースで飲食や自学自習が可能である。

6	小梅茶寮（カフェ）	学生の憩いの場として軽食や飲み物等を提供する落ち着いた雰囲気のカフェ。併設する九州共立大学にも隣接しており、交流の場にも利用される。
7	保健室	弘明館 1 階にあり、専任の看護師が学生の日常的な病気や怪我への対応、さらに心身の悩みの相談に応じて心理カウンセラーと連携しながら、学生の悩みの早期解決を支援している。
8	パウダールーム	耕学館 2 階にあり、ロッカールームに隣接したパウダールーム。シックで落ち着いた雰囲気で身だしなみを整えることができる。
9	図書館閲覧室	5 階建ての図書館である徴古館には、知の拠点として館内に約 21 万冊の図書を所蔵している。閲覧室はゆったりとした空間で読書が楽しめるとともに、課題や自習の取り組みにも適している。

【弘明館 1 階 九女ラウンジ】



【耕学館 1 階 耕学館ラウンジ】



【館外における憩いの場】



【弘明館 2 階 なでしこルーム】



【思静館 1 階 カナート（売店）】



【小梅茶寮（カフェ）】



【弘明館 1 階 保健室】



【耕学館 2 階 パウダールーム】



【徴古館 図書館閲覧室】



学生の通学について、在学生の多くは、北九州市近郊に居住しており、大半が電車を利用している。本学の最寄り駅である鹿児島本線の JR 折尾駅では 1 時間に 5～7 本程度の運行があり、駅から本学まで徒歩 10 分と利便性は高く、無理なく通学できる。公共交通機関で

の通学が不便な学生のために、敷地内に駐車場・駐輪場を整備し、車や自転車での通学利用者が利用している。

また、自宅から通学できない学生については、学生寮（折尾マンション）を完備するとともに、寮以外の住居は本学近隣の不動産業者を案内している。

学生への経済的な支援としては、主に2つの方策を用意している。

第一の方策は、各種奨学金の紹介である。最も利用者が多いのは日本学生支援機構による奨学金制度であり、令和6（2024）年度の奨学金貸与者数は、在籍者数255人中、第一種奨学生と第二種奨学生を合わせると115人（のべ135人）、在学生の51.1%が利用している。その他、給付奨学金は64人が支給を受けている。また、福岡県社会福祉協議会による保育士修学資金貸付事業の貸付制度を4人が利用している。

第二の方策として、在学生に対する本学独自の経済的な支援があり、これには学業成績等が優秀な者を対象とした学力奨学生制度と、海外留学を希望する学生を対象とした海外留學生支援金制度がある。前者については、優秀奨学金がある。優秀奨学金については、子ども健康学科および専攻科より2人ずつ授業料の半額を給付しており、令和6（2024）年度は優秀奨学金を1人の学生が受給した。後者については、国際交流・留學生支援室が企画する短期海外研修プログラムに参加する学生を対象とし、後援会の支援により一人あたり50,000円を給付しており、令和6（2024）年度は5人の学生が受給した。また、卒業学年（就職内定者）限定で福原弘之奨学生制度（授業料全額給付）も設けており、1人が支給を受けている。

学生の意見聴取については、意見・要望を把握するため、学内に意見箱を設置している。意見箱に投函された学生の意見書は、キャリア支援課の担当事務職員で、月に1度の頻度で回収を行っている。回収した学生の意見・要望等については、学長を委員長とする意見箱開示委員会を設け、対応策等について審議したうえで、回答を決定する。その回答結果は掲示板に文書で掲示し、学生に周知している。本制度は記名を原則としているため、意見箱開示委員会で検討した結果をキャリア支援課の担当事務職員が学生本人に直接回答している。

社会人学生については、「九州女子短期大学奨学金運用要項」に規定する社会人入学生優遇制度に基づき、入学金全額を免除するとともに、授業料および施設設備資金について、3分の2を免除する経済的な支援を行っている（提出-規程集55）（備付34）。

留學生の受入れ体制については、学園が設置する共通教育支援室が行っている日本語能力向上に係る授業の開講を行っており、生活支援については、外国人に対応できる事務職員の配置などを行っている。長期履修生については、幼稚園教諭または養護教諭および保育士の免許・資格を取得できる教育課程で構築しており、免許資格に係る学外実習を中心に、科目の順次性や継続性の観点から、受入れを行っていない。

障害者の受入れのための施設の整備としては、本学全館において、エレベーター、バリアフリーのためのスロープ、障害者用トイレを設置しており、令和5（2023）年度には一部施設の外階段に手すりを設置した。また、支援体制については、平成28（2016）年度より障害学生受入検討委員会を設置し受験生や在学生への合理的配慮について検討を行い、ガイドラインを策定した。なお、障害等がある入学志願者からは、事前に相談を受け付け、障害学生受入検討委員会での審議を通じて合理的配慮事項を検討している。

学生の社会活動については、芦屋町との包括的地域連携協定（平成28（2016）年3月29

日締結)に基づき、令和 5 (2023) 年度に完成した DVD 教材を芦屋町の保育所等に提供した。また、令和 3 (2022) 年度から引き続き、北九州市を拠点とするプロサッカーチーム「ギラヴァンツ北九州」とのパートナーシップ締結に基づき、令和 6 (2024) 年度に未就学児を対象とした託児所を 4 回開設した。この連携事業を通して、保育士だけでなく教育者の資質として必要な主体的に学ぶ姿勢や責任感を養うことができ、新たな教育活動の発展につながった。折尾駅の高架下に開館した「折尾まちづくり記念館」(令和 4 (2022) 年 5 月 28 日開館)においては、学生主体による「みんなの保健室」を実施した。学生による健康診断や保健指導やものづくり体験、折尾のまちづくりに連携事業として貢献した。

さらには、大学周辺地域の若手事業主の会である折尾二三会との包括的連携協定(令和 2 (2020) 年 8 月 3 日締結)に基づき、令和 5 (2023) 年度は、折尾地区活性化のための子どもの職業体験事業「おりちょこランド」の企画・実施にサポート・ボランティアとして 1 年生 8 人が参加し、事業運営および子どもの体験活動を支援し、令和 6 (2024) 年度には、北九州市教育委員会「フッ化物洗口事業支援員」としてボランティアに登録し、子どもたちの歯と口の健康を守るため、近隣の小学校においてフッ化物洗口の準備や片付け等に協力した。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-D-3 の現状>

進路支援のうち就職支援に関しては、基準Ⅱ-B-3 の現状で記述した通り、キャリア支援課内の就職支援を担当する事務職員が実施している。

就職支援に関する内容を審議・実行する組織として教職員で構成する就職委員会を設置しており、就職指導、企業開拓および、その他就職に関する事項について、九州女子大学と合同で審議を行っている。

キャリア支援課の就職担当においては、毎年度の就職先の動向把握や就職状況の分析を行い、それらの情報をもとに、就職相談に来た学生に個別指導を行う体制を構築している。就職担当者は学生全員との面談を目標に掲げており、面談や相談に来ない学生に対しては、各担当者がメールや電話で呼び出しする等の対応を行う他、担任と連携し、学生の就職支援を組織的に行っている。

本学へ送付された求人情報は、学生ポータルサイト (UNIPA) に登録し、学生自身が求人情報を検索できるシステムを運用している。学生の進路選択に関する指導については、個人面談を行う際に参考とする個人データを充実させるため、進路登録カード(職業安定法第 33

条の2「学校等の行う無料職業紹介事業」の規定に基づく)を1年次の12月頃に提出させ、2年次の7月より全員の個人面談を行い、個人データを作成している。その後、就職活動の進捗状況や相談情報を時系列に沿って記録し、就職担当の事務職員間で共有することにより、効果的な就職支援が行えるよう努めている。企業求人ファイル・求人票の掲示はもちろんのこと、受験した本人が受験傾向を記載した受験報告書の閲覧や就職関連の書籍なども自由に利用できる。一人ひとりの学生のニーズに応えることができるよう、希望する時間に就職相談や面接指導を受けられる予約制を導入し、エントリーシートや履歴書の個人指導も実施している(備付-26、27)。

進路支援に関わる指導としては、企業面談会や業界研究セミナーを開催するとともに、就職試験対策などの支援として、キャリアカウンセラーを配置し、弘明館1階に設置している面談専用の施設「九女ルーム」において、面接指導や就職に関する各種相談に対応している。また、教育課程において、キャリア支援科目として1年次に「キャリアデザインⅠ」および「キャリアデザインⅡ」を配置し、学生へ職業観や就職の基礎知識などについて、体系的に指導をしている。社会で活用できる汎用的能力を涵養するために、社会人として必要な基礎的能力の修得を目指すとともに、学生各自の目標、希望進路、専門性に基づきキャリア支援を行っており、学生自身が継続的に自身のキャリア形成を学び構想する力を養っている。

免許・資格に係る就職支援については、教員採用試験の対策をはじめ、その他免許・資格に関する対策を行っている。

令和6(2024)年度の教員採用試験対策については、令和6(2024)年度の中期経営計画事業計画APに基づき、教員採用試験における一次試験と二次試験の対策講座の開講、模試の実施、県別担当者配置による丁寧な指導(事前事後)や面談を実施した。令和6(2024)年度前期については、養護教諭採用試験講座を14回、夏期特別講座を52回実施し、同年度後期については、養護教諭採用試験講座を16回、春期特別講座を59回実施した。また、公務員保育士講座の定期的な開講および、年3回の模擬試験や年3回の事後指導を実施した。さらに、令和5(2023)年度からは、公務員試験対策講座プログラムとして「Kyujo Kyujotan Career Improvement Program」(K-CIP)を導入するとともに、教員採用試験対策の一環として、別途東京アカデミーに業務委託し、1月に3日間にわたり計12回の集中講座を実施した。

免許・資格に係る実習指導については、すべての実習において事前事後指導を実施している。1年次集中講義の専門教育科目「子ども健康学演習」では、各実習に通じる基本的なマナーや身だしなみ、実習内容についての指導を行っている。事前指導では、実習に関する基礎講座、頭髪・服装検査、事前訪問の説明(電話のかけ方など)、個人票・誓約書の書き方、実習先概要の書き方、指導案の書き方、日誌の書き方、お礼状の書き方の指導を実施している。事後指導では、実習報告会や実習先での事例をもとに事例検討会を実施し、次の実習に向けての目標設定や就職に必要な社会人としての素養を身に付けるために役立てている。

また、事前事後指導だけでなく、教育者・保育者としての素養を身に付けるため、すべての科目において各実習を学びの成果として位置付け、全教育職員共通の認識のもとに授業を展開している。免許・資格取得に係る学外実習について以下に示す。

【免許・資格取得に係る学外実習実施状況】

学年	時期	実習名	実習先	免許資格名
1 年	11 月	見学実習	幼稚園・保育所 小学校	
1 年	2、3 月	保育所実習Ⅰ 施設実習Ⅰ	保育所 施設	保育士資格
1 年	2、3 月	福祉施設実習	福祉施設	養護教諭二種免許状
2 年	5～6 月	養護実習	公立学校 私立学校	養護教諭二種免許状
2 年	5～6 月	教育実習Ⅰ	幼稚園	幼稚園教諭二種免許状
2 年	8 月	保育所実習Ⅱ 施設実習Ⅱ	保育所 施設	保育士資格
2 年	8 月	病院実習	医療機関	養護教諭二種免許状
2 年	10 月	教育実習Ⅱ	幼稚園	幼稚園教諭二種免許状
2 年	10 月	福祉施設実習	福祉施設	養護教諭二種免許状

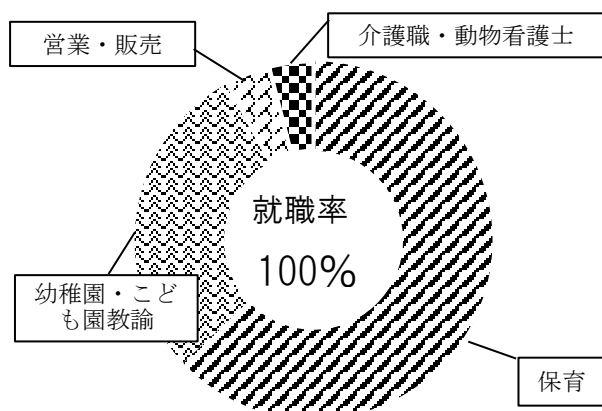
卒業時の就職状況については、令和 5（2023）年度卒業生の就職率・進学率・進路決定率・就職者数内訳（職種別、業種別、勤務地別）を学科・専攻ごとに集計し、令和 6（2024）年度第 1 回就職委員会で協議した。また、1 年生対象の就職ガイダンスを 7 月に実施し、ガイダンス内で卒業生の就職状況を詳細に説明することにより、学生の就職に対する意識の向上を図った。

進学に対する支援として、担任や学科の就職委員が本学専攻科子ども健康学専攻に進学を希望する学生に対して、志望理由書の添削を行い、小論文試験の対策指導も実施している。また、本学学生が本学専攻科子ども健康学専攻に出願する場合には、受験料を半額免除し、さらに、合格した場合には、入学金の全額免除の経済的な支援も実施している。他大学等から大学に届いた募集要項については、キャリア支援課就職担当が取りまとめて募集要項の一覧表を作成している。一覧表と募集要項は、学生が自由に閲覧できるようにファイリング・配架し、進路選択を支援している。

上述した進路支援については、組織的に継続して取り組みを行っており、令和 5（2023）年度の就職状況は以下の通りである（備付-29）。

【令和5（2023）年度卒業生就職状況】

幼稚園教諭養成課程



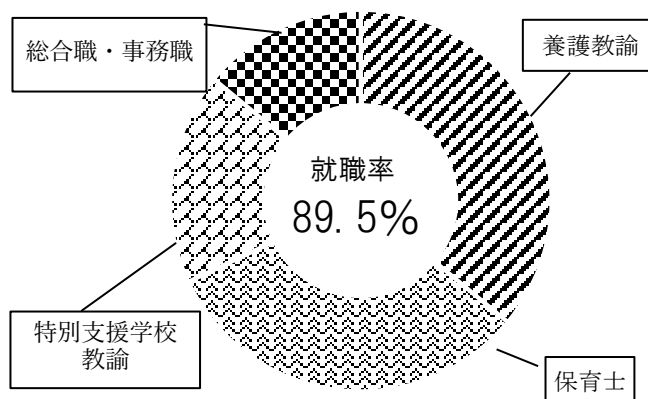
保育士	21人	55%
幼稚園・こども園教諭	13人	34%
介護職・動物看護師	2人	5%
営業・販売	1人	3%
総合職・事務職	1人	3%

令和5（2023）年度職業別就職状況

幼稚園・こども園	(学) 松栄学園 若木台幼稚園	(学) 九州筑紫学園 美和台幼稚園
(学) 北九州文化学園 第二文化幼稚園	(学) 福原学園 (自由ヶ丘・折尾・鞍手幼稚園)	(学) 浅野学園 尾倉幼稚園
(学) カトリック福岡司教区 水巻聖母幼稚園	(福) 清香会 こどもの園りとるばんぶきんず	(福) 明星福祉会
(福) 宝寿会 ひびきの保育園	(学) 済世学園 済世第一・第二幼稚園	(学) 小川学園認定こども園小石幼稚園
保育所	(福) 赤間福祉会 第二赤間保育園	(福) 小倉新栄会 新栄ひまわり保育園
(福) 北九州市若松民生事業協会	(福) 北九州市福祉事業団	(福) さかえ会 さかえ保育園
(福) 泰幸会 高須保育園	(福) 若杉会 池田保育園	(福) 恵燈会 光保育園
中間市立さくら保育園	(福) 赤間福祉会 第二赤間保育園	いしみねほいくえん
(福) 北九州市保育事業協会	曾根ソレイユ保育園	(福) カトリック社会事業協会
飯塚市職員	(株) ウイング	
児童保育	放課後等デイサービス ユニプレ	(福) 双葉会 双葉学園・双葉学園みのり
企業等	卵〓工房	(株) T M J
特別養護老人ホーム まつかぜ荘		

養護教諭養成課程

養護教諭	8 人	47%
保育士	4 人	24%
特別支援課学校教諭	3 人	17%
総合職・事務職	2 人	12%



令和5（2023）年度職業別就職状況

学校教育	学校法人 永島学園	
保育所・こども園	(福)大芽福祉会 大芽保育園	(福)野津福祉会 野津こども園
西福寺保育園	(福)愛泉福祉会 あいぼりー保育園	(学)光寿学園幼保連携型認定こども園マーヤ
(株)テノ・コーポレーション	株式会社テノ・サポート	
児童福祉	(福)ひまわり会	(福)北九州市門司民生事業協会
企業・公務員	平生町役場	(株)いちのみや薬局グループ
(株)あきんどスシロー		

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

文部科学省からの平成 29（2017）年 4 月公表「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」を受け、令和 2（2020）年度第 19 回評議会（令和 3（2021）年 2 月 25 日開催）において、障害のある学生の修学支援に関するガイドラインを策定した。

しかしながら、令和 6 年 4 月の改正障害者差別解消法の施行により、私立学校を含む全ての大学等において障害学生に対する合理的配慮の提供が法的義務として求められることから、障害学生受入検討委員会で本学での障害者への合理的配慮の策定に向けて、検討が必要である。

在学中から卒業までの就職や進学の実支援については、学科とキャリア支援課就職担当が連携し、行っている。卒業後の離職や再就職などの状況については、卒業生アンケートを実施し把握に努めているが、アンケートの回収率向上が課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

なし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

教育の質の向上を図るため、教育課程の体系の適切性について、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーおよびカリキュラムフローチャートの作成を通じて検証を行うとともに、三つのポリシー（DP・CP・AP）の点検・評価について、毎年度、教職員および外部有識者からの意見聴取を行っている。また、毎年度の三つのポリシー（DP・CP・AP）については、継続して本学発行の刊行物およびWebサイトを活用して学内外へ周知している。

学生による授業評価として実施している授業フィードバック・アンケートの実施方法については、従来紙媒体で実施していたが、授業フィードバック・アンケート調査の効率化および回答者の負担軽減が考慮されることから、令和5（2023）年度より、UNIPAのアンケート機能を活用したWEB方式へ変更した。また、授業フィードバック・アンケートの集計結果に基づいた教育職員の授業改善については、個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）に記載し、自己省察したうえで次年度の授業改善へ繋げている。

卒業生の就職先に対するアンケートについて継続して実施しており、在学中に身に付けさせる学力や資質・能力などが、進路・就職状況等から教育の成果や効果が上がっているかを検証している。

意見箱を通じて徴された学生の意見・要望等については、意見箱開示委員会で内容を検討していたが、意見箱の設置に関する根拠規程が整備されていなかった。令和4（2022）年10月に九州女子大学・九州女子短期大学意見箱の設置に関する要項を整備し、意見箱ならびに意見箱開示委員会を組織的に運用する体制を整えた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和6（2024）年度より新たな教育プログラム「異文化（国際交流）」、「ICT教育」、「医療事務」を導入するにあたり、主となる専門分野に加え多様な視点から、自分の専門分野をより高めることのできる教育課程編成とした。

また、学生の主体的な学習を促すとともに、学生個々人に寄り添った修学支援を行うことを目的に「キャリア基礎演習Ⅰ」および「キャリア基礎演習Ⅱ」、公立保育所への就職を志望する学生への指導体制を整えることを目的に、令和6（2024）年度よりK-CIP関連科目（公務員採用試験一般教養対策）を新設した。これらの在学中の学習・活動履歴や自らの学習目標や行動の振り返りなど、学生が学びの成果を可視化できる方法としてUNIPAでの学修ポートフォリオを導入したが、今後更なる活用について検討する。

令和6（2024）年4月より施行された改正障害者差別解消法では、合理的配慮の提供がすべての大学等において法的に義務付けられることになった。現在、障害学生の受入れに関しては、ガイドラインのみを策定していることから、これを発展させて、障害学生に対

する合理的配慮について、速やかに策定し、組織的に決定する。

卒業生の進路状況については、卒業生アンケートを実施し、卒業生の進路状況や本学での学びについて調査することにより、学生支援のあり方を検証しているが、回収率が低いことが課題である。回収率向上のためアンケート実施方法などの見直しについて検討する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

11. 九州女子短期大学教育職員選考基準
12. 九州女子短期大学教育職員昇任要項
18. 九州女子短期大学研究活動上の不正行為等防止規程
25. 九州女子短期大学教員人事計画委員会規程
33. 九州女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程
57. 福原学園組織規則
58. 九州女子短期大学組織規則
64. 福原学園大学教員人事計画委員会規程
78. 福原学園調達等契約事務規程
85. 福原学園文書取扱規程
86. 福原学園文書保存規程
89. 福原学園公印規程
130. 福原学園旅費規則
134. 福原学園經理規則
135. 福原学園經理規則施行規程

備付資料

39. [様式 21] 教員個人調書（令和 7 年 5 月 1 日現在）
40. [様式 22] 教育研究業績書（令和 2 年度～令和 6 年度）
41. [様式 23] 非常勤教員一覧表
42. 九州女子短期大学専任教職員数（令和 7 年 5 月 1 日現在）
43. 九州女子大学紀要（令和 4 年度～令和 6 年度）
44. 九州女子大学学術情報センター紀要（令和 4 年度～令和 6 年度）
45. 教員以外の専任職員の一覧表（令和 7 年 5 月 1 日現在）
46. FD 活動について（令和 4 年度～令和 6 年度）
47. FD 研修会資料（令和 4 年度～令和 6 年度）
48. 授業相互参観実施及び公開授業に関する資料（令和 4 年度～令和 6 年度）
49. 第 3 次中期経営計画 事業計画アクションプラン No15
（令和 4 年度～令和 6 年度）
50. SD 研修会資料（令和 4 年度～令和 6 年度）

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。

- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。
- (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき、学科の分野に応じ各領域の教育研究業績を有した専任教育職員および非常勤の教育職員を配置している。専任教育職員については、令和6（2024）年5月1日現在、教授8人、准教授3人、講師3人、助手1人の合計15人であり、この配置数は、短期大学設置基準第22条に定める専任教育職員数の基準（14人）を満たしたうえで、幼稚園教諭二種免許課程、養護教諭二種免許課程および保育士課程に必要な教育職員数も満たしている。また、非常勤の教育職員については、27人配置し、科目分野に応じ授業を担当している（備付-39～42）。

非常勤講師の採用は、候補者の教育研究業績等の審査を行うため、「九州女子短期大学教員人事計画委員会規程」に基づき、「九州女子短期大学教育職員選考基準」を準用し短期大学審査部会による資格審査が行われ、九州女子短期大学教員人事計画委員会および評議会の審議を経て学長が決定している（提出-規程集11）。

また本学では、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき、教育課程の円滑な運用実施のため、1人の助手を配置している。助手は、専任教育職員の職務の補佐を行うとともに授業の補助および学生に対する学習支援等を担っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本学は、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいた教育課程を編成しており、免許・資格取得を中心とした教育を実施している。このことから、教育職員に求められる能力・資質は明確となっており、教育課程の内容に即した研究活動を実施している。

研究活動の内容については、本学教育職員の所属学会での発表や機関誌への研究論文・研究報告、九州女子大学研究紀要および九州女子大学学術情報センター紀要への投稿などを行っている。これらの研究成果については、情報公開の観点から、本学のホームページに掲載し、学内外に広く公表している（備付-43、44）。

以下に令和 6（2024）年度の九州女子大学紀要に掲載された本学教育職員の論文を示す。

【九州女子大学紀要】（第 61 巻 1 号：全タイトル 7 編中 3 編） 令和 6（2024）年 9 月刊

タイトル	執筆者
文学の授業のパラダイム転換の基盤となった読者論：画一的主題主義から読者論へ	吉田浩一（本学：教授）
公民館における子育て期の親の学びとその支援について(3)子育て当事者でありつつ地域の子育て支援活動の創り手へ	宮嶋晴子（本学：教授）
カウンセリングにおける一致を伴わない受容共感の問題点について：Rogers 中核 3 条件の再検討	佐野和規（本学：教授）

【九州女子大学紀要】（第 61 巻 2 号：全タイトル 14 編中 3 編） 令和 7（2025）年 2 月発刊

タイトル	執筆者
学生の児童文化財・パペットについての意識調査	吉田浩一（本学：教授）
発達障がい児の生活行動が母親の育児ストレスに与える影響について	藤野雅広（本学：准教授） 吉田恭子（本学：准教授） 橋口文香（本学：准教授） 船津京太郎（本学：教授）
令和の学校教育における「身体」の役割についての教育方法学的考察	黒田耕司（本学：教授）

本学では、研究活動の支援として、学内公募型の特別教育研究費プログラム制度があり、

大学教育の質向上への一体的な取組プログラム（1 件 70 万円/5 件以内）、近隣地域と連携したまちづくりプログラム（1 件 60 万円/2 件以内）、海外協定校共同研究プログラム（1 件 105 万円/1 件以内）の公募を行っている。

さらに、教育研究活動の推進のため、競争的研究資金（科学研究費補助金等）への申請・採択により、個人研究費を加算する制度を設けている。個人研究費の使途の範囲は、学会費、図書、印刷、研究出張旅費、通信運搬費、消耗品等となっている。

科学研究費補助金に係る申請・採択状況は下表のとおりである。

【科学研究費補助金申請・採択状況推移表（令和 4（2022）～令和 6（2024）年度）】

	令和 4（2022）年度		令和 5（2023）年度		令和 6（2024）年度	
	申請	新規採択	申請	新規採択	申請	新規採択
科学研究費補助金	6	1	4	0	6	1

また、研究者などによる不正行為などを防止するため、「九州女子短期大学研究活動上の不正行為等防止規程」に基づき、研究活動不正防止委員会を設置している。平成 28（2016）年度から、研究者倫理教育として、日本学術振興会が発刊する研究倫理図書「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の通読および日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニング（eL CoRE）」の受講を全教育職員に義務付けており、受講後に発行される修了証書については有効期間を 3 年と取り決め、有効期間を経過した教育職員は再受講することになっている（提出-規程集 18）。

専任教育職員の研究・研修を行う時間については、定期的な時間を確保していないが、時間割作成時に教育職員別時間割を作成し、研究時間の確保を行った。また、令和 5（2023）年度からは学科内で定期的な研究会を設けたりするなどの対応を図っている。なお、教育活動および研究活動等に係る個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）を導入し、自らの教育研究活動について、具体的に記録し振り返ることにより研究活動に繋がるよう体制を整えている。

教育職員の留学や海外派遣、国際会議出席に関しては、「福原学園旅費規則」に則り、各自で出張等の学内手続きを行い、事前に決裁を受けることにしている（提出-規程集 130）。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (3) 事務等関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

本学の事務組織は「福原学園組織規則」および「九州女子短期大学組織規則」に則り、法人事務組織と大学事務組織から構成されており、大学事務組織には、大学事務局に教務部および学生部を設置し、教務部長および学生部長とともに、事務組織上の責任者として事務局長を置いている（提出-規程集 57、58）（備付-45）。

事務組織については、令和 3（2021）年度に再編し、管理運營業務等を担当する事務局総務課、免許・資格支援を含む教務業務等を担当する教務部教務課、学生支援および就職支援等を担当する学生部キャリア支援課、地域社会との連携事業やインターンシップ、ボランティア活動等を担当する地域教育実践研究センターを配置するとともに、図書館業務の事務処理として学術情報センター図書情報部図書情報課を置き、専門的な知識を有した専任事務職員が事務処理にあたっている。

また、学長直轄の事務組織として、入学試験および募集広報業務等を担当する入試広報部入試広報課、情報処理教育等を担当する学術情報センター情報システム部情報システム課を配置している。

事務職員の能力や適性が十分に発揮できるように、職場環境として空調、照明、事務室内デスクの配置、PC 機器の更新などを整え、共同作業スペースの設置や研修の開催などコミュニケーションや情報共有がしやすい環境づくりに取り組んでいる。

事務関係諸規定については、学校法人福原学園例規集としてまとめられており、必要に応じて適宜改正されている。主な規定は次のとおりである（提出-規程集 78、85、86、89、134、135）。

1. 福原学園文書取扱規程
2. 福原学園文書保存規程
3. 福原学園公印規程
4. 福原学園経理規則
5. 福原学園経理規則施行規程
6. 福原学園調達等契約事務規程

事務組織については、弘明館 1 階に事務室を設けており、特に、教務事務、学生・就職支援事務等の学生に係る基幹的な事務については、関連する課の事務職員のパソコンに学生情報や教職員の情報共有に係る事務システムを設置し処理している。また、学習成果を向上させるために、各種委員会などを通じて関係部署と連携し、業務を遂行している。

事務職員の研修活動については、「福原学園職員研修委員会規程」に基づき体系的に実施している。研修は、本規程に定められた福原学園職員研修委員会において毎年度の研修計画を企画立案しており、階層別研修を中心とし、PC スキルアップ研修等を実施している。

その他、本学では学外研修への参加も奨励しており、教務・教職事務、経理事務、学生指導および就職指導等の専門事務に関して外部機関が主催する説明会や研修会に積極的に参加させ、専門知識の向上とスキルアップに繋げている。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から計画どおりには参加できないながらも、オンライン研修の活用等により研修の機会を確保する対応を行った。

事務組織における日常的な業務の見直しや事務処理の点検・改善について、事務局におい

ては毎週月曜日に事務局長および各課長による事務連絡会を開催しており、事務局全体に係る情報やスケジュールの共有をはじめ、日々の業務で発生する様々な課題や問題点を持ち寄り、意見交換をする場として活用している。各課においては毎朝始業時に課内ミーティングを行い、各課員の当日のスケジュールや事務の進捗状況を全員で共有したうえで業務を開始している。各課の個々の事務については、事務分担表においてこれを担当する事務職員を明確に定めており、さらに個々の事務について「主任者」と「副任者」を設け、一つの事務に複数の事務職員が係わることで二重チェックによるミスの防止を図る一方、事務処理の点検・評価についても、事務を熟知する複数名がコミュニケーションを図りながら取り組むことにより、改善に結び付けている。

学生の成績記録については、福原学園文書取扱規程に保存期間を定めており、所管する教務課が適切に保管している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。
- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学の事務組織は「福原学園組織規則」および「九州女子短期大学組織規則」に則り、法人事務組織と大学事務組織から構成されており、大学事務組織には、大学事務局に教務部および学生部を設置し、教務部長および学生部長とともに、事務組織上の責任者として事務局長を置いている（提出-規程集 57、58）（備付-45）。

評議会ならびに各種委員会には、事務局の各課長を構成員に配置し、教育職員と事務職員との協働関係の強化を図っている。評議会で審議し学長が決定した方針や事業をはじめ、教育支援に関する企画提案やデータ収集ならびに資料作成等、将来計画から日常的な案件に至るまで大学運営全般を教職協働で進めている。特に大学事務機能の核である学生の教育と支援を担う教務課およびキャリア支援課は、それぞれの部を統括する教務部長ならびに学生部長を教育職員が担い、これを補佐する両課の課長および課員と密に連携し学生満足度の向上に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員の SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (2) 教員の FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

＜区分 基準Ⅲ-A-5 の現状＞

本学の SD 活動は、4 月に学長が本学の使命、展望および当該年度の方針や目標を教職員に明確に示し、共通理解と協働体制の構築に努めた。また、研究活動不正防止に関するコンプライアンス教育を FD・SD 研修会に位置付け、公的研究費の運営・管理に関わる教職員だけでなく、全教職員を対象に不正防止への意識向上と啓発に努めた。さらには、大学運営の基礎となる本学の財務状況の理解を深めることを目的とする SD 研修会を実施し、事業活動収支を中心に現状把握と分析による課題の共有および大学運営への意識向上を図った。

その他、大学の教育改革等に係る教育研究支援を目的として実施している特別教育研究プログラムの成果報告会を SD 研修会の研修内容に位置付けて開催し、本学の特色ある教育の取り組みについて、教職員が知識・情報の共有を図っている（備付-50）。

また、本学では FD 活動を推進していくため、「九州女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程」に基づき、FD 推進委員会を設置している。FD 推進委員会においては、（a）教育の質的向上に向けた諸施策の企画、立案、実施に関する事項、（b）研修会、講習会の企画、運営に関する事項、（c）学生による授業評価等の企画、実施、改善に関する事項、（d）その他 FD に必要な事項に関することを検討している（提出-規程集 33）（備付-46～49）。

以下に主な活動状況を示す。

（a）授業フィードバック・アンケートの実施

FD 活動の一環として、教育職員が担当する個々の授業科目の授業内容、方法、および学生の授業理解度等に関する現状や課題を客観的に把握したうえで、授業改善に繋げることを目的に、全授業科目を対象とし令和 6（2024）年度の授業フィードバック・アンケートを、各学期末の 3 週間程度の期間で実施した。

実施方法については、従来は紙媒体で実施していたが、令和 2（2020）年度より学生ポータルサイト（UNIPA）を活用した授業運営を行っていることから、教育職員と学生それぞれにその活用が浸透しつつあること、また実施方法を効率化し回答面での負担を軽減することを考慮し、学生ポータルサイト（UNIPA）のアンケート機能を活用した Web 回答方式へ変更した。

アンケート集計結果は学生ポータルサイト（UNIPA）の掲示機能を利用して授業担当者に通知するとともに紙媒体のものをファイリングして、図書館で公開した。また、アンケートの集計結果に基づいた授業改善については、各授業担当者が個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）に記載し、自己省察したうえで授業改善に努めている。

なお、授業フィードバック・アンケートの集計結果に基づき、学生授業評価等が優れた教育職員をベストティーチャーとして公表している。

（b）授業相互参観

教育職員相互の授業参観や参観後の検討会を通して、具体的な授業の進め方、指導方法などを共有し、授業改善につなげることを目的に、専任の教育職員全員を対象とし、令和 6（2024）年度の授業相互参観を後期期間に実施した。

授業担当者は、自身の担当授業のなかから公開する授業を公表するとともに、授業参観者は、参観希望授業を選択し実際に授業を参観することにより、「見て学ぶ」ことを体感している。参観した教育職員は、個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）に記載し、教育運営委員会に置いて情報を共有し、授業の進行や教材の工夫等の参考とし、授業改善に努めている。

（c）FD 研修会

FD 研修会は、研究に関する事項および教育に関する事項をテーマとして2回実施し、全教育職員が参加した。研究に関する事項では、公的研究費の不正使用および研究不正防止について説明を行ったうえで、令和7（2025）年度の科学研究費助成事業申請のポイントとして令和6（2024）年度の科研費を獲得した教育職員が申請書作成に関する事例紹介を行った。

教育に関する事項では、「学生の主体的な学びを促す授業運営について」をテーマとし、九州共立大学経済学部地域創造学科および本学の子ども健康学科に所属する教育職員2人により、前者が「アクティブラーニングの実践事例と授業運営について」、後者が「アクティブラーニングによる双方向性のある授業展開を考える」と題して講演を行った。

（d）カリキュラムマップ、カリキュラムツリーおよびカリキュラムフローチャートの作成

学科の卒業認定・学位授与の方針（DP）と授業科目における到達目標との整合性の検証を目的として、卒業認定・学位授与の方針（DP）と授業科目間の系統性を示したカリキュラムツリーの見直しを実施した。また、授業科目の年次進行と科目区分間の関連性を図示化したカリキュラムフローチャートを用いて、新入生への履修指導などに活用した。

〔区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （1）教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- （2）教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- （3）教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。
- （4）教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-6 の現状＞

教職員の就業に関する管理については、関係法令に基づき行っており、学内においては、「福原学園就業規則」をはじめとする就業に関する諸規程に基づき、適切な管理運営を行っている。これら就業に関する諸規程を含め例規集については、学内ネットワークによりポータルサイトに専用のページを設け、教職員は常時閲覧することが可能であり、法令の改正等

による諸規程の改正が生じた場合は、グループウェアの掲示板を利用し周知している。

また、グループウェア内の機能において、出張申請、年休申請および超過勤務申請など勤怠全般の申請が可能であり、適切に管理している。さらには、各自がスケジュール登録を行う機能もあり、相互の業務や状況の管理にも活用している。

本学教育職員の採用および昇任については、「九州女子短期大学教員人事計画委員会規程」、「福原学園大学教員人事計画委員会規則」に則り、適正に実施している（提出-規程集 25、64）。

教育職員の採用人事に関する公募案については、その発議は学科が行い、九州女子短期大学教員人事計画委員会で審議し、補充の可否を学長および福原学園大学教員人事計画委員会が決定する。応募者の選考については、九州女子短期大学教員人事計画委員会委員長に指名された九州女子短期大学審査部会委員が学歴、教育歴、公表された研究業績、教育上の業績、職務上の実績について業績審査を行い、九州女子短期大学教員人事計画委員会において意見聴取を行う。

最終的な採用の可否は、「福原学園大学教員人事計画委員会規則の運用方針」に則り、福原学園大学教員人事計画委員会のもとに設置する選考専門部会において採用候補者の模擬授業、面接審査を踏まえて決定している。一方、昇任については、「福原学園昇任昇格規程」において学園全職種に対する昇任昇格基準を体系的に定め、教育職員の昇任については、「九州女子短期大学教育職員昇任要項」および「福原学園大学教育職員昇任審査基準」に則って実施している（提出-規程集 12）。

教育職員の昇任候補者については、「九州女子短期大学教育職員昇任要項」に定める学位、研究業績、教歴、学生による授業評価等の具体的な昇任基準に加え、本学における管理運営、学会活動および社会活動に対する貢献度、学生指導の実績も勘案したうえで、学長が九州女子短期大学教員人事計画委員会に推薦する。九州女子短期大学教員人事計画委員会においては、学長が推薦した昇任候補者について書類審査を経て、面接審査の可否を審議し、福原学園大学教員人事計画委員会が面接審査を実施したうえで昇任の可否を決定する。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

教育研究活動を促進するため、FD 研修会を通じて科学研究費助成事業申請への支援を行っているが、今後も申請支援のための研究活動に係る研修会の内容を精査し、競争的外部資金の申請数・採択数の向上に努めていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

- 75. 福原学園学校施設管理規則
- 76. 福原学園防火防災管理規程
- 77. 福原学園固定資産及び物品管理規程
- 83. 福原学園情報セキュリティ対策基本規程
- 84. 福原学園事務情報ネットワークシステムの管理運用及び利用に関する要項
- 90. 福原学園個人情報保護に関する規程
- 146. 九州女子大学・九州女子短期大学附属図書館資料の収集・管理規程

備付資料

- 17. 2025 年大学案内
- 21. 令和 6 年度学生便覧
- 35. Campus Life 2024
- 51. 附属図書館 Web サイト <http://www.lib-kyujyo.jp/>
- 52. 図書在高調（2025 年 3 月 31 日現在）
- 53. 附属図書館利用案内

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。
- (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
- (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
- (7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。
- (8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

- (10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
- (11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
- (12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
 - ① 購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。
- (13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学は、八幡西区折尾の地において教育研究活動を行っており、九州女子大学と校地、校舎を共用している。令和5（2023）年5月1日における校地面積は、111,525 m²、校舎面積は34,309 m²を有しており、短期大学設置基準面積（校地：3,400 m²、校舎：3,100 m²）を十分に満たしている。また、授業、課外活動などで使用する運動場および体育館については、同一敷地内にあり、運動場は13,551 m²、体育館は4,435 m²を有しており、本学の教育研究の目的を実現するための環境を確保している。

各校舎における教室は、講義室43室、演習室47室、実験実習室18室を有しており、このうち平成28（2016）年3月に竣工した弘明館には、学生の主体的な学びの力を高めるため、ピアノ個人レッスン室、模擬教室、模擬保健室、保育ルーム、アクティブラーニングスタジオなど、学科の教育課程に合わせた施設を整備し、併設の九州女子大学と時間割を調整しながら使用している。教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき教室内などに設置した備品・器具、標本については、免許・資格取得に要する物品を中心に整備しており、機器・器具1,064点、標本22点を有している。

また、近年、教育現場のICT（情報通信技術）化に対応すべく情報処理教室として、情報処理演習室1（60人収容）、情報処理演習室2（60人収容）、情報処理演習室3（40人収容）、情報処理演習室4（70人収容）の他、学生が授業外の時間に自由に使用可能なPCオープンルーム（40人収容）を設置している。

障害者への対応として、各校舎にエレベーター、スロープを設置している他、多目的トイレや階段に手摺りを設置している。また、校舎付近の駐車場には、障害者専用駐車スペースを設置している。

専任教育職員の研究室については、研究活動に十分な広さを確保し、弘明館4階に適切に設置している。また、専任教育職員の領域ごとに研究室を集約することにより、教育職員同士の連携を重視し、教育研究活動の向上に努めている。

本学附属図書館（徴古館）は、キャンパス中央に位置し、2,893.77 m²を有している。玄関には車椅子用スロープがあり、書庫を除く各階に停止するエレベーターや非常用の呼出ブザーも各階に設置している。令和6（2024）年度の蔵書数としては、図書21万9,744冊（うち洋書28,772冊）視聴覚資料4,626点、雑誌3,438種（うち洋雑誌383種）を所蔵し、電

子ジャーナルのタイトル数は4種（うち国外4種）である。

資料の選定、廃棄については、「九州女子大学・九州女子短期大学附属図書館資料の収集・管理規程」に基づいて購入・廃棄を行っている。（提出-規程集 146）学科選定図書、図書情報課選定図書、学生リクエスト図書、専任の教職員および非常勤の教育職員リクエスト図書に加えて、学生が取得を目指す免許・資格に対応した問題集や参考書も収集している。

図書館内には蔵書検索（OPAC）用のパソコンを5台設置し、蔵書検索や論文検索などの目的で活用され、多様な情報入手方法の習得について、授業担当者と図書館の事務職員が連携して取り組んでいる。

図書館の開館は、授業期間中の平日は9時から20時まで、授業期間外の平日は9時から17時まで、土曜日は9時から13時までで、令和6（2024）年度の開館日数は240日、年間利用者数は延べ11,885人であった。

館内設備として、閲覧座席380席（共用校と合算した収容定員の24.1%）のほか、多目的学習室を設置している。また、図書館内で学内Wi-Fiに接続できるように、複数のアクセスポイントを設置し、学生自身のノートパソコンなどを利用して図書館情報資源へアクセスできる環境を整備している。（備付-51～53）

図書館間の相互協力は、国立情報学研究所のNACSIS-ILLシステムを通じて、他大学図書館との間で文献複写や図書の相互貸借を積極的に行っている。令和6（2024）年度の相互協力における文献複写件数は177件（取寄76件、提供101件）、図書の貸借は40冊（借受26冊、貸出14冊）である。相互協力の利用は、教員だけでなく学生からの申し込みも受け付けている。

図書館を運営主体として機関リポジトリを構築し、紀要など本学の研究成果を公開している。本学機関リポジトリは、オープンアクセスリポジトリ推進協会と国立情報学研究所が共同で運営するJAIR0 Cloudで構築しており、令和6（2024）年度までのリポジトリメタデータ登録件数は、434件である。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設・設備などの維持管理については、「福原学園経理規則」、「福原学園学校施設管理規則」、「福原学園固定資産及び物品管理規程」および「福原学園調達等契約事務規程」に則り執り行われている。「福原学園学校施設管理規則」においては、本学施設の管理責任者を学長に規定するとともに、管理範囲を本学施設の維持（保守・警備・防火）、使用、整理およ

び使用秩序とし運用している。「福原学園固定資産及び物品管理規程」においては、「福原学園経理規則」第 29 条および第 35 条の規定に基づき、固定資産および物品（借入物品を含め、以下、「物件」という。）の管理事務および処分について規定しており、物件管理者として本学事務局長を充て管理事務を所掌している。「福原学園調達等契約事務規程」においては、「福原学園経理規則」第 5 章および第 6 章の規定に基づき、物件の調達または売却について規定しており、契約担当者を学長とし、契約担当者代理に事務局長を充て、事務を円滑に進めている（提出-規程集 75、77）。

防火・防災については、消防法や災害対策基本法などの関連法令に基づき、「福原学園防火防災管理規程」を制定し、火災、震災その他の災害を予防し、災害から人命および施設の保護にあたっており、昇降機、簡易専用水道、電気設備および防災・消防設備等の法定点検や定期的な点検・整備を実施している（提出-規程集 76）。

情報セキュリティ対策については、「福原学園情報セキュリティ対策基本規程」に則り、情報システムの情報セキュリティ対策について基本的事項を定め、学園の保有する情報の保護と活用およびセキュリティ水準の維持向上を図っている。個人の権利利益およびプライバシーの保護については、「福原学園個人情報の保護に関する規程」に則り、学生をはじめとする個人情報保護に組織的に対策を講じている。事務システムを利用した事務処理については、「福原学園事務情報ネットワークシステムの管理運用および利用に関する要項」に則り、ネットワークの運用が施されている（提出-規程集 83、84、90）。

省エネルギー対策としては、電力消費の削減のため、年次計画において学舎の照明を蛍光灯から LED 照明へ変更した。また、クールビズの奨励や冷暖房装置の適切な使用を促すなど対策を実施している。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

校舎の新築および耐震工事に伴う既存校舎の全面改築によって、全校舎が耐震基準を満たすとともに、機能的で利便性の高い物理的教育環境を一定程度整備し終えたが、既存校舎・体育館および図書館における障害者への対応については、課題を有している。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

弘明館は、地域に根差した実践教育を展開する大学を目指すという本学のビジョンを実践するため、即戦力となる人材の育成に向けて、保育ルーム・模擬教室、模擬保健室・ピアノレッスン室、キャリアデザイン科目に対応したアクティブラーニングスタジオや和作法室を完備するなど実習・演習科目を中心とした教育を実践する機能を有している。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

- 備付資料 21. 令和 5 年度学生便覧
54. 令和 5 年度版教員ハンドブック

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。
- (7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学内にコンピュータ教室および学内 LAN を設置しており、教育職員が教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて授業に活用し、学生の学習支援に必要な情報処理環境を整備している。

情報処理教育に関する支援を行う学術情報センターを設置しており、教育研究用の情報処理施設・機器および学内ネットワークを適切に管理している。

情報処理施設としては、情報処理演習室 (70 人収容)、オープンルーム (40 人収容) を設置している。すべてのコンピュータは学内 LAN に接続しており、利用者は配布されたアカウントでログインすることにより、利用者ごとに準備したネットワークドライブを利用することができる。以下に各教室の主な設備を示す。

(a) 情報処理演習室 (E204 教室)

学生用コンピュータ 70 台、教育職員用コンピュータ 1 台、電子黒板 1 台、プリンタ、スキャナ、教材提示用プロジェクター

(b) オープンルーム (E207 教室)

学生用コンピュータ 40 台、プリンタ、スキャナ

学生には、「情報処理Ⅰ」および「情報処理Ⅱ」を1年次前・後期で開講している。これらの授業を通して、Webを利用した学内向けサービスの利用方法なども指導しており、情報リテラシー教育にも力を入れている。

また、教職員には情報処理技術の向上のために福原学園職員研修として毎年度PCスキルアップ研修を実施しており、令和6（2024）年度はExcelに関する研修を実施した。

学内LANについては、情報処理教室、講義室、図書館や教育職員の研究室などでコンピュータを学内LANに接続させることができる。また、学内で無線LANを利用するためのアクセスポイントを教室や廊下等各所に設置し、学術情報センターにおいて、適切に活用できるよう管理している。

学生の主体的な学びの支援およびICTを活用した教育活動の充実を図るため、Microsoft 365 A3を採用し、OfficeやTeams、OneDriveなどのアプリケーションソフトを学内外で利用することが可能となっている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

今後、BYOD（Bring Your Own Device）を進めていくにあたり、授業における活用状況をはじめ、学内の無線LANや充電設備等の環境についての検証を継続して行っていく必要がある。また、学生が所有するコンピュータ等の端末は、1台1台の構成や使用環境が異なるため、導入時や障害が発生した際に個別サポートが必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 14. [書式 1] 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）
（令和 4 年度～令和 6 年度）
15. [書式 2] 事業活動収支計算書の概要（令和 4 年度～令和 6 年度）
16. [書式 3] 貸借対照表の概要（学校法人全体）（令和 4 年度～令和 6 年度）
17. [書式 4] 財務状況調べ（令和 4 年度～令和 6 年度）
18. 資金収支計算書（令和 4 年度～令和 6 年度）
19. 資金収支内訳表（令和 4 年度～令和 6 年度）
20. 活動区分資金収支計算書（令和 4 年度～令和 6 年度）
21. 事業活動収支計算書（令和 4 年度～令和 6 年度）
22. 事業活動収支内訳表（令和 4 年度～令和 6 年度）
23. 貸借対照表（令和 4 年度～令和 6 年度）
24. 令和 6 年度事業報告書
25. 令和 7 年度事業計画書
26. 令和 7 年度学校法人福原学園予算書

提出資料-規程集

136. 福原学園予算管理規程

備付資料 55. 教育研究支援募金趣意書

56. 財産目録及び計算書類（令和 4 年度～令和 6 年度）
57. 福原学園 Web サイト <https://www.fukuhara-gakuen.jp/about/summary/>

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ①資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。
- ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧教育研究経費を適切に措置している。
- ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩ 会計監査人の監査意見への対応は適切である。

- ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ①学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③年度予算を適正に執行している。
- ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑦学校法人会計基準に従い、会計処理を行うとともに、会計帳簿及び計算書類等を正確に作成し、これらを保存している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本学の過去 3 年間にわたる資金収支について、平成 30（2018）年度以降、収容定員充足率が 100%を下回っていることが支出超過の主な要因である。

また、事業活動収支では平成 30（2018）年度以降、本学単独での収支均衡状態を保てなくなってきたが、法人全体での事業活動収支差額は、令和 3（2021）年度以降 4 年連続で収入超過となり、均衡状態を保っている。

本学の事業活動収支（基本金組入前当年度収支）について、支出超過となった主な要因は平成 4（2022）～平成 6（2024）年度の収容定員充足率が 87%、72.7%、65%と 100%を下回ったこと、減価償却額が全国平均と比して高い比率であることなどである。

【表Ⅲ-D-1-① 本学の資金収支推移表】

単位：千円

	令和 4（2022）年度	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
資金収支差額	△12,286	△58,074	△108,752

【表Ⅲ-D-1-② 本学の教育活動収支および経常収支推移表】

単位：千円

	令和 4（2022）年度	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
教育活動収支差額	△37,290	△72,440	△82,153
経常収支差額	△40,340	△75,287	△84,380
事業活動収入（A）	399,581	338,424	323,137
事業活動支出（B）	439,479	413,559	407,083
事業活動収支差額（A-B）	△39,898	△75,135	△83,946

本学の財務と法人全体の財務の関係性については、学生生徒等納付金収入が法人全体の4.7%を占める財政規模である。本学は前述のように、収容定員充足率 100%を下回っているため存続を可能とする財政を維持するには、あと 30%程度充足率の上乗せが必要である。

本学において、減価償却額を除く教育研究経費に投下している資金は、直近 3 年間で、1 億 37 百万円、1 億 21 百万円、1 億 17 百万円で推移している。教育研究経費比率については、減価償却額を除いた教育研究経費を経常収入に対する比率で表すと、それぞれ 34.5%、36.0%、36.5%で推移し、全国短大平均の 22%を大幅に上回っており、教育研究活動の維持・充実に努めている。また、本学における教育研究用備品に対する投下資金については、令和 6（2024）年度は 275 万円、図書については、毎年度おおむね 2～3 百万円で推移し、購読料については、1～2 百万円で推移している。これらのことから学生の教育環境には十分配慮していると言える。

本法人の財産状況については、貸借対照表をもとに日本私立学校振興・共済事業団が公表している全国平均と比較してみると、資産の構成、負債の構成、固定資産の調達源泉資金のいずれも何ら問題はなく健全な数値である。しかし、繰越収支差額構成比率、内部留保資産率、運用資産余裕比率、積立率の各財務比率は、全国平均より劣っている。

また、本法人の退職給与引当金については、退職金の支給に備えるために計上している退職給与引当金の 100%を積み立てている。資産運用については、資産運用していた仕組債が全すべて償還され、平成 28（2016）年度以降、銀行定期預金および公共債で運用している（提出-14～23）（備付-56）。

本法人は法令に基づき、監事による業務監査・財務監査、監査法人による会計監査が行われており、公認会計士の監査意見については、本法人の事務職員にのみならず監事も共有し、適切かつ迅速に対応している。

寄付金の募集については、「教育研究支援募金」として目的を明確にした募集を行っており、学校債の発行は行っていない（備付-55）。

【表Ⅲ-D-1-③ 令和 4（2022）～令和 6（2024）年度の入学者数・在籍者数】

	定員	令和 4（2022）年度	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
入学者数	150 人	132 人	91 人	110 人
充足率		88%	61%	73%
在籍者数	300 人	261 人	218 人	195 人
充足率		87%	73%	65%

本学の入学定員充足率は、令和 6（2024）年度に上昇したが、収容定員充足率は、令和 4（2022）年度から充足できておらず減少傾向が続いている。その結果、収容定員充足率に相応した収支を維持することは困難なため、新たな学生募集への施策について講じている。

本法人では、第 3 次中期財政計画に引き続き策定した、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 年間にわたる第 4 次中期経営計画の初年度を終えたところである。

この計画では、建学の精神に基づいた教育活動を行うために第3次中期経営計画における成果指標を掲げた取り組みを基本的に継承している。また、収支計画については、最終計画年度における目標達成のための具体的計画を策定するとともに、事業活動収支における経常収支が収入超過となる体質づくりの構築を目指し、設置校別に年度毎の収支計画を明示し、財政基盤の安定化に取り組む（提出-24、25）。

本法人は、中期経営計画に基づいた毎年度の事業計画に従い、各部門の予算要求を精査、調整したうえで、予算編成業務を行い、評議員会・理事会を経て決定される。また、決定した事業計画および予算については、予算配分通知書により学科長および各課長へ通知している。年度予算の執行にあたっては、「福原学園予算管理規程」に基づいて適正に執行している（提出-26）（提出-規程集 136）。

日常的な出納業務は、学校法人会計基準および「福原学園経理規則」ならびに「福原学園経理規則施行規程」に従い円滑に実施され、定期的に経理責任者および理事長に報告している。固定資産および資金の管理と運用について、固定資産においては固定資産管理ソフトを用いて固定資産管理台帳を備えている。また、資金についても会計管理ソフトを用いて処理を行い安全かつ適正に管理している。

試算表は毎月作成し、予算の執行状況については理事会において「月次収支報告書」として予算対比、前年対比の形式で報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づき、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は 18 歳人口の減少する中、建学の精神である学是「自律処行」の理念のもとに、乳幼児期から青年期に至る子どもの成長・発達の科学的理解およびその科学的理解に基づく心身の健やかな成長・発達を支援する専門的知識・技能について学び、確かな子ども理解と健康観に支えられた発達と健康維持・増進を支援する実践的力量を修得させることを目的とし、引き続き、社会のニーズに沿った人材養成を行っていく。

本学の強みとしては、実践力を身に付けるため、幼稚園、保育所、施設、学校などに出向き、人間力と専門性を育む活動として模擬保育や模擬授業など展開する組織「キャラバン隊」を設置し地域社会との交流活動を積極的に行っている。

現在、18 歳人口の減少や 4 年制大学への進学志向等、短期大学の入学生確保に関する環境は厳しい状況が続いている。平成 30（2018）年度以降は入学定員、収容定員ともに充足していない点に鑑み、本学の特色を活かした教育内容の見直しを全学的に取り組んでいる。令和 6 年（2024）度からは、保育士養成人数の定員変更に伴い、保育士関連科目についてクラス編成を見直すことにより、既存科目を整理するとともに、新たな教育プログラムを導入し、学生が理解しやすく、自らの学びを可視化できる機能的な時間割編成が可能となる。改編にあたっては、新たな教育プログラムの導入、実習時期の変更、学習支援体制の構築を図った。

本学の第 4 次中期経営計画の初年度（令和 6（2024）年度）の教育活動収支差額比率、経常収支差額比率の指標目標は、それぞれ△26.7%、△27.5%であるが、実績はそれぞれ△25.5%、△26.1%といずれもマイナス幅は前年度より増加したが計画通りであった。

【表Ⅲ-D-2-① 本学の中期経営計画と実績表】

		令和 4（2022）年度	令和 5（2023）年	令和 6（2024）年
教育活動収支差額比率	中期計画	0.2%	△2.8%	△26.7%
	実績	△9.3%	△21.4%	△25.5%
経常収支差額比率	中期計画	△0.5%	△3.4%	△27.5%
	実績	△10.1	△22.2%	△26.1%

法人全体の第 3 次および第 4 次中期経営計画の令和 4（2022）～令和 6（2024）年度実績について、本学と同様に示すと、表Ⅲ-D-2-②のとおりである。令和 6（2024）年度の教育活動収支差額比率、経常収支差額比率の指標目標は、それぞれ 0.1%となっている。しかし、九州共立大学および自由ヶ丘高校の入学者および補助金の等の増加により、実績は 2.2%と令和 3（2021）年度以降 4 ヶ年連続で収入超過となっている。

【表Ⅲ-D-2-② 法人全体の中期経営計画収支計画と実績表】

		令和 4（2022）年度	令和 5（2023）年	令和 6（2024）年
教育活動収支差 額比率	中期計画	0.2%	0.7%	0.1%
	実績	4.9%	4.2%	2.2%
経常収支差額比 率	中期計画	0.09%	0.6%	0.1%
	実績	4.8%	4.1%	2.2%

本学は、子ども健康学科（収容定員 300 人）および専攻科（収容定員 40 人）があるが、双方より予算要求を受け適切に配分している。

経営情報の公開については、福原学園ホームページに公開するとともに、全教職員に配布する「福原学園ファクトブック」に他のデータとともに掲載している。また、平成 29（2017）年度より、SD 研修会として、決算結果、財務比率の分析および中期経営計画収支計画の進捗状況などの説明会を開催して意識の共有化を図っている（備付-57）。

日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく、本法人の令和 4（2022）年度以降の経営状況区分は「A3」であり、正常状態を維持している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学の財政収支は、今後、さらに進む 18 歳人口の減少に対応して第 3 次中期経営計画に基づく教育改善の不断の努力を継続することにより、最低でも入学定員充足率が 100% 持続できるような安定的な財政体質を構築することが必要である。

一方、法人全体の財政収支は、令和 3（2021）年度以降は教育活動収支差額および経常収支レベルが、収入超過に転じておきており、基本金組入後の当年度収支差額（事業活動収支差額）レベルでの収支均衡も実現できている。しかし、低金利時代を迎え、受取利息が約 14 百万円と前年度比で 200% 増となり、令和元（2019）年度から始まった借入金利息の支払いが、令和 6（2024）年度は 13 百万円程度の負担となり、教育活動外収支差額は平成 29（2017）年度以来の収入超過に転じた。

これらの課題を克服するには本学以外の本法人の他の設置校の収容定員充足率の改善が不可欠であるとともに、上述したとおり、本学においても入学者を安定的に確保していくことが必要である。そのためには、第 4 次中期経営計画で目標設定した学園設置校の収容定員充足率の達成に全力をあげることが必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

なし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教職協働による大学改革を推進する事務職員の育成と能力向上と、多様化する学生や保護者および地域のニーズに応えうる事務職員の育成を目的に、学内における研修を実施した。また、私立短期大学協会をはじめとする実務研修への派遣を積極的に行い、情報の共有と事務改善等に取り組んでいる。

施設設備については、耐震工事および工事に際し実験設備等の更新が完了したことから、現在は障害者へのさらなる対応や LED 化をはじめとする省エネルギー対策を行っている。

本学の技術的資源を活用するため、情報処理教育に関する支援組織として、学術情報センターおよび情報システム部運営委員会が連携し、情報処理機器（ハードウェア、ソフトウェア）の導入に係る検討や教育職員の授業での利用促進を一層図るための研修会等を検討している。

財的資源に関しては、本学の令和 6（2024）年度の教育活動収支差額比率、経常収支差額比率は、△25.5%、△26.1%といずれもマイナスとなった。

安定的な学納金収入の維持を図るため、第 4 次中期経営計画で定めた毎年度の事業計画を着実に履行し、教育改善に資する取り組みを継続して実施することにより、その成果を効果的に広報活動に繋げていくことなどの志願者の増加策および安定的な入学者確保の検討を行ったが、目標とする経常収支差額のプラス化は第 4 次中期計画初年度においても達成できていない。しかしながら、取り組みを強化するための具体策として、全教職員を対象に財務研修会を開催し、財務状況を知ることにより、予算方針を全教職員が一致した意欲で取り組むことができている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

科学研究費補助金の申請率および採択率の向上を図るため、研修会の実施および申請に係る相談窓口の実施等、申請書作成までの支援体制の強化を図る。

財的資源については、令和 5（2023）年度に新たに策定した第 4 次中期経営計画の収容定員充足率を達成するため、第 4 次中期経営計画に基づく教育活動の充実と学生支援の充実を図るとともに、その成果を効果的な広報活動の充実・強化に繋げていく。また、繰越収支差額構成比率、内部留保資産比率、運用資産余裕比率、積立率の各財務比率の改善を行う。ただし、この財務比率の改善は、長期にわたる毎年度収支の改善の積み重ねが必要であり、第 4 次中期経営計画で掲げた指標の目標達成に向けた、更なる努力を進める。

さらに、外部資金の獲得として、補助金採択率の向上を図るため補助金担当者による検討部会を設置し検討を行い、文部科学省の政策動向を注視しながら、今後も補助金の獲得を目指していく。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

<根拠資料>

- 提出資料 27. 福原学園寄付行為
28. 福原学園寄附行為施行細則
29. 福原学園理事会議事録（令和4年度～令和6年度）
- 備付資料 57. 福原学園 Web サイト <https://www.fukuhara-gakuen.jp/about/summary/>
58. 理事長の履歴書（令和7年5月1日現在）
59. 学校法人実態調査（令和4年度～令和6年度）
60. 令和5年度ファクトブック
61. 福原学園九州女子大学・九州女子短期大学
第4次中期経営計画（2024年度～2028年度）一覧表
81. 九州女子短期大学 ガバナンス・コード
82. 九州女子短期大学 ガバナンス・コード遵守状況および取組の実施状況

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- (2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

福原学園は、学校法人福原学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第3条に「教育基本法及び学校教育法に従って、学校教育を行い、建学の精神である学是「自律処行」に基づき自己を自制し、知性と徳性を有する人材を育成することを目的とする」と定め、学則第1条に「本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く深い知識と教養を授けると共に、職業教育に重点を置く高等教育を施し、良識と技能をそなえた心身共に健全な女性の育成を目的とする」と定めている。

理事長は、上述の建学の精神、教育目的を理解し、少子化が進行する中で、入学志願者・入学者の確保を最重要課題に掲げ、リーダーシップを発揮し学園経営を主導している（備付-58）。

寄附行為第15条では、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と定めしており、理事長が福原学園を代表することを明確に規定するとともに、寄附行為第38条に基づき、理事長は、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算および事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書）を評議員会に報

告し、意見を徴している（提出-27～29）。

また、理事会は、福原学園運営の基本方針である第3次中期経営計画（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度）に基づき、福原学園の基本ビジョンとして「学生・生徒・園児・保護者が満足する教育サービス体制の確立」を掲げ、経営基本方針を、「ステークホルダーの満足度向上戦略の実践」「収容定員の安定的な充足」「アクティブな戦略展開を支える組織力の強化」と定めている。この経営基本方針を実現するために、本学を含む大学、高等学校、幼稚園の各事業部門においては、基本目標・事業方針に基づく具体的施策（事業計画 AP）を策定するとともに、大学の事業を学園の核となる事業に位置付け、学生数の拡大に取り組むことを重点項目と定めている。この第3次中期経営計画は令和5（2023）年度をもって終了することから、第3次中期経営計画の実績を検証し、新たな課題に取り組むため、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5ヶ年を対象とした第4次中期経営計画の策定に着手している（備付-57、60、61）。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
- (2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- (3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- (4) 理事会は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- (5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (6) 理事会は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合するための体制等（内部統制体制）を文部科学省令に基づき整備している。

<区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>

理事会については、8月を除き毎月定例で開催しており、必要があれば臨時の理事会を開催するなど適正に運営されている。寄附行為第13条第3項に「理事会は理事長が招集する」と定めており、理事長は、理事会、評議員会を召集・開催し、理事会の議長を務めている。理事会は、同条第2項に、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の業務の執行を監督する」と定めている。

理事会は、短期大学の教育の質保証を実現し、主体的な改革・改善に取り組むため、毎年度、中期経営計画の進捗状況を監督するとともに、学校教育法第109条および学校教育法施行令第40条に基づき、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられていることを理解している。認証評価機関による評価結果は、理事会および評議員会において報告され、指摘された改善事項などがあれば理事、監事はその事実を共有している。

本学の発展のため、理事会では、各理事がそれぞれの立場から、必要な情報を提供するとともに、日本私立大学協会および日本私立短期大学協会の総会、日本私立学校振興・共済事

業団から提供される資料をもとに、私立大学などを取り巻く環境の変化、政府や文部科学省などの動向について情報共有している。

理事会は、本学を含む各設置校の運営に対して法的な責任が十分にあることを認識しており、特に令和2(2020)年4月施行の改正私立学校法により役員の責任の明確化が図られたことから、理事個々人もその法的責任について強く認識し、全員が役員損害賠償保険に加入し、故意、重過失により学園に損害を与えた場合などのリスクに備えている。令和4(2022)年度は計11回の理事会を開催したが、第6回理事会を除いて理事の出席率は100%であり、各理事は責任感のもと職務を遂行している。

理事会は、就業規則など福原学園の例規集に収められている多くの規則等を制定し、学校運営の諸般の事態に対応できるよう整備している。

〔区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。
- (2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

<区分 基準Ⅳ-A-3 の現状>

理事は、寄附行為第6条において、定数を9人以上10人以内と規定しており、建学の精神、教育理念、教育研究上の目的、経営理念・目標を理解するとともに、「九州共立大学ガバナンス・コード」「九州女子大学ガバナンス・コード」「九州女子短期大学ガバナンス・コード」に示している学校法人運営の基本を念頭に置いた健全な経営に関して、高い学識および識見を有した者を選任している。具体的には、寄附行為第7条第1項第1号の理事として、「九州共立大学及び九州女子大学の学長並びに自由ヶ丘高等学校の校長の3人」、第2号の理事として、「評議員のうちから理事会において選任された者4人」、第3号の理事として、学識経験者（学長及び校長または評議員である者を除く。）のうちから、理事会において選任された者2人または3人」としている。また、同条第3項では、「第1項第1号及び第2号に規定する理事は、学長及び校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする」としており、私立学校法第38条第3項の規定に合致している。加えて、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）については、寄附行為第12条第2項第4号にて準用しており、適切に運営している（備付-81、82）。

理事長は、寄附行為第6条に基づき、理事のうち1人を理事総数の過半数の議決により選任しており、理事長の職を解任する場合も同様としている。また、理事のうち1人を副理事長、2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長および常務理事の職を解任する場合も同様としている。これら役員の適性、親族関係者等の選任の制限、任期、補充、解任および退任に関することは、寄附行為第9条から第12条に規定している。

以上のとおり、理事会は学校法人の最高議決機関として、重要事項の審議・意思決定を行っており、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識し、私立学校法、その他関

係法令および寄附行為に基づき、適正に運営している（備付-59）。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題>

学校法人として、一段と進む少子高齢化、グローバル化、デジタル化などの社会状況の急激な変化への適切な対応を継続的に組織的に行うこと、地域に密着した学園づくり、永続的に教育活動を行う高等教育機関として存続するための学生確保など財政的基盤の安定化に向けて、理事長として一層強いリーダーシップを発揮する必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

<根拠資料>

- 提出資料 30. 九州女子短期大学教育運営委員会議事録（令和4年度～令和6年度）
31. 九州女子短期大学教員人事計画委員会議事録（令和4年度～令和6年度）
32. 九州女子短期大学入学試験委員会議事録（令和4年度～令和6年度）

提出資料-規程集

50. 九州女子短期大学学生懲戒規程

備付資料 62. 学長の履歴書（令和7年5月1日現在）

63. 教務委員会議事録（令和6年度）
64. 中期計画部会議事録（令和6年度）
65. 学生部委員会議事録（令和6年度）
66. 広報委員会議事録（令和6年度）
67. 就職委員会議事録（令和6年度）
68. ファカルティ・ディベロップメント推進委員会議事録（令和6年度）
69. 国際交流委員会議事録（令和6年度）
70. 研究活動不正防止委員会議事録（令和6年度）
71. 教職課程委員会議事録（令和6年度）
72. 自己点検・評価委員会議事録（令和6年度）
73. 実験領域に関する倫理委員会議事録（令和6年度）
74. 紀要委員会議事録（令和6年度）
75. 障害学生受入検討委員会議事録（令和6年度）
76. 高大連携推進委員会議事録（令和6年度）
77. 図書館運営委員会議事録（令和6年度）
78. IR推進委員会議事録（令和6年度）
79. 情報システム部運営委員会議事録（令和6年度）

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
- ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。
- ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めて

いる。

⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。

①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

④教授会の議事録を整備している。

⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、「福原学園学長選考規則」第2条の規定に定められた選考基準を満たしており、高等教育に関して高い識見を有している。また、本学の学長は、九州女子大学学長を兼務し、両大学の運営全般にリーダーシップを発揮している（備付-62）。

学生に対する懲戒の手続きについては、「九州女子短期大学学生懲戒規程」に定めており、懲戒は学長が決定している（提出-規程集 50）。

学長は、教学側の最高責任者として、大学と経営の連携強化を最重要課題として掲げ、学則第8条に基づく教授会として、教育運営委員会、入学試験委員会および教員人事計画委員会を設置し、それぞれで審議する事項を「教育運営委員会規程」、「教員人事計画委員会規程」および「入学者選抜規程」に規定している。これら機能別教授会は学長に意見を述べる諮問機関として位置付け、毎年、4月1日付に「学長裁定」として審議事項を具体的に定め周知している。

(a) 九州女子短期大学教育運営委員会

④ 学生の進級、異動および学生の懲戒に関する事項

・学生の進級

・学生の退学・休学・復学・転学・除籍・復籍・留学・転部・転科・転専攻

・学生の懲戒

⑤ 教育の計画・実施・点検に関する事項

・達成すべき学習成果に整合した教育の計画・実施・点検

・学生の学習支援・進路支援の計画・実施・点検

・当該教育組織の開講科目の単位認定・成績評価

・カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー等の教育方針の適切性の点検

- ㉓ 教育活動に基づいた研究に関する事項
 - ・当該組織所属教育職員の研究の計画・実施・点検
 - ・研究成果発表の促進
- ㉔ 規定改正等
 - ・教育運営委員会規程の改正等
 - ・履修規程の改正等

(b) 九州女子短期大学入学試験委員会

- ㉕ 九州女子短期大学入学者選抜規程の改正等

(c) 九州女子短期大学教員人事計画委員会

- ㉖ 専任教育職員応募者の教育研究業績の審査
- ㉗ 非常勤講師採用時の教育研究業績の審査
- ㉘ 昇任候補者の教育研究業績の審査
- ㉙ 学長および福原学園大学教員人事計画委員会からの諮問事項
- ㉚ 九州女子短期大学教員人事計画委員会規程の改正等

学長は、これらの機能別教授会に教育研究の推進に関する事項について審議を依頼し、その結果を参酌して最終的な判断を下している。学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与および自ら定めた教育研究に関する重要事項について、教育運営委員会または入学試験委員会の意見を聴取したうえで、決定している（提出-30～32）。

機能別教授会のうち、教育運営委員会の管理・運営については、「九州女子短期大学教育運営委員会規程」に基づき、短期大学部長が委員会を招集し、その議長となり、所属教育職員の意見をもとに適切に運営している。教育運営委員会の議事録は、短期大学部長の責任のもとに作成し、全教育職員の承認をもって確定のうえ、総務課で適切に保管している。学長は、教育運営委員会の審議内容について、評議会における短期大学部長からの報告ならびに審議を通じて状況把握を行ったうえで決定している。

また、学長は、建学の精神である学是「自律処行」に基づく教育研究活動の推進とガバナンス強化の観点から、本学の評議会規則の改正を行い、評議会のもとに委員会を設置することとした。具体的には、「九州女子大学評議会規則（学長が短期大学長を併任する場合は短期大学と合同で運営）」第10条の規定により、評議会のもとに各種委員会を設置し、戦略的な大学運営を行うことにより、教育研究活動の活性化を図っている。さらに、こうした学長のガバナンス強化の推進のために、学長を補佐する体制づくりを行っている。具体的には、「福原学園副学長選考規則」、「福原学園学部長等選考規則」および「福原学園学長特別補佐選考規則」に基づき、それぞれ副学長、短期大学部長および学長特別補佐を置き、学長補佐体制を確立している。運用面においては、副学長、学部長、短期大学部長、教務部長、学生部長および事務局長からなる九州女子大学と合同の経営協議会を設置し、同協議会で確認された大学全般に係る方針については、教育運営委員会で意見を徴したうえで、最終的には評議会の審議を通じて学長が決定する体制を構築している。

以下に、評議会のもとに設置している各種委員会を示す（備付-62～79）。

【評議会のもとに設置している各種委員会一覧】

委員会名	委員会概要
九州女子短期大学学生部委員会	学生の生活指導、福利厚生、保健衛生・環境整備、表彰および学友会に関する事項などについて審議する
九州女子短期大学就職委員会	就職指導、企業開拓およびその他就職に関する事項について審議する
九州女子短期大学広報委員会	広報に関する基本方針・基本戦略、各種情報メディアを利用した広報および学生募集活動に関する事項などについて審議する
九州女子大学・九州女子短期大学実験領域に関する倫理委員会	動物を用いる実験指針、組換え DNA 実験指針、ヒトを対象とした実験指針、病原性微生物等を用いる実験指針、毒劇物等取扱指針および向精神薬等取扱指針に係わる諸事項などについて審議する
九州女子短期大学紀要委員会	研究報告の原稿の募集・検討および研究報告の編集・発行に関する事項などについて審議する
九州女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会	教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案・実施、研修会および講習会の企画・運営、学生による授業評価等の企画・実施・改善に関する事項などについて審議する
九州女子短期大学自己点検・評価委員会	自己点検・評価の基本方針・評価項目の策定、実施・組織・体制、評価目標・評価指標等の調整、自己点検・評価報告書の作成、評価結果の公表、評価結果に対する改善、学校教育法に定める認証評価に係る事項などについて審議する
九州女子短期大学障害学生受入検討委員会	障害のある学生受入れ方針の策定および情報公開、受験の配慮、入学後の支援体制に関する事項などについて審議する
九州女子短期大学研究活動不正防止委員会	研究倫理についての研修および教育の企画ならびに実施、研究倫理についての国内外における情報の収集および周知、研究者等の不正行為等の予備調査に関する事項などについて審議する
九州女子大学・九州女子短期大学国際交流委員会	海外の大学および研究機関等との交流協定、職員・学生の交流、海外の姉妹校および協定校との交流に関する事項などについて審議する

九州女子大学・九州女子短期大学・自由ヶ丘高等学校高大連携推進委員会	九州女子大学および九州女子短期大学における学習を自由ヶ丘高等学校の生徒が経験する機会（合同授業の実施等）の提供、入学予定者に対する大学入学前に取り組むべき課題、大学と高校との職員の人事交流又は合同研修および大学教育に必要な学習方法の習得等を目的とした初年次教育の実施に関する事項などについて審議する
九州女子大学・九州女子短期大学図書館運営委員会	図書館の企画ならびに運営の大綱、図書館の予算および決算、図書館に関する諸規程の制定および改廃、図書館運営上の重要事項などについて審議する
九州女子大学・九州女子短期大学 IR 推進委員会	各課が所有する諸データの収集および管理、学習成果に関するデータの収集および分析、大学認証評価および監督官庁等への各種調査に係るデータ提供、収集したデータの公開および共有、各種アンケート調査に関する事項などについて審議する
九州女子短期大学教務委員会	教育、研究およびその運営、教育課程の編成、人権・同和教育およびその他教務に関する事項について審議する
九州女子短期大学教職課程委員会	教職に関する教育課程の編成、免許教科、学生の教育実習および教職課程の管理運営に関する事項などについて審議する
九州女子短期大学情報システム部運営委員会	情報システム部に係る事業計画の策定、事業運営、施設および設備に関する事項などについて審議する。

また、学長として年度当初の教育運営委員会の開催前に、全教職員に主要な重要課題と当該年度の改革・努力点について、SD 研修会として全体的に講話し、目標を明確にするとともに共通理解を図っている。

共通認識を図る取り組みとしては、評議会、経営協議会、教育運営委員会等を通して、教学と経営および教育職員と事務職員の協働体制を確立している。学習成果および三つの方針については、教務委員会および評議会の議を経て、教育運営委員会において審議または報告を行っており、認識を共有する体制を確立している。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の課題＞

上述したとおり、本学の学長を学園の副理事長が兼務しているため、大学運営において物理的、時間的に制約が生じてくることは否めない。また、学習成果および三つの方針については、教育運営委員会を通じて認識を共有する体制を確立しているが、今後、学生の学習成果の更なる獲得のため、学生の主体的な学びを促す授業の方法等について認識を深め、教育職員による教育の質の向上を目指す必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の特記事項＞

なし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 33. 福原学園評議員会議事録（令和4年度～令和6年度）

備付資料 80. 監査報告書（令和4年度～令和6年度）

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。
- (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (4) 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査している。
- (5) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後4か月以内に理事会及び評議員会に提出している。
- (6) 監事は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、「福原学園寄附行為」第23条に基づき、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。監事の選任にあたっては、同条第2項で「前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする」と定めるとともに、寄附行為第9条第3項および第4項において親族関係者等の選任の制限を定めている。

監事は、福原学園監事監査規則に基づき、毎年度、監査計画を作成したうえで業務監査、会計監査を実施している。監査の実施にあたり、必要に応じて法定監査人、内部監査室と連携、意見交換を通じて適切に監査を実施している。予算執行の進捗状況は、毎回の理事会に「月次収支報告書」を作成して予算の執行率、前年対比執行率等を報告することによって、予算の適正な執行を担保している。決算における計算書類、財産目録等、学校法人の経営状況および財政状況は、理事会、評議員会において、適正に表示しており、監事、法定監査人から特段指摘を受けていないことから適切であると判断される。

福原学園の監事定数は、2人であり、1人は非常勤の弁護士、もう1人は常勤で学校法人の管理および運営の監査に関する適性を有する者である。両者ともにほぼ毎回、理事会および評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。また、財政上の事案、人事問題に関する事案等については、会議の席上だけでなく必要に応じて事務局他関係者との意見交換や情報交換を行っている。

監事は、「福原学園寄附行為」第20条に基づき、法人の業務、財産の状況および理事の業

務執行について、毎会計年度の監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会、評議員会に提出している（備付-80）。

監事は、学校法人の運営に関する法的な責任があることについて認識している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。
- (2) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
- (3) 評議員会は適切に招集され、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。
- (4) 評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、「私立学校法」第 42 条の規定に従い、適切に運営しており「福原学園寄附行為」第 22 条に基づき組織されている。

評議員定数は、20 人以上 22 人以内となっている。令和 4（2022）年度時点で、理事 9 人に対して評議員 20 人であり、評議員会は理事数の 2 倍を超える評議員で組織されている。

また、評議員の選任区分は、法人の事務職員 8 人、同窓会会長 3 人以内、理事のうちから互選された 2 人、学識経験者および有識者（事務職員を除く。）のうちから 7 人以上 9 人以内の 4 つの選任区分が設けられ、評議員の選出はすべて理事会で選任することとなっている。

評議員会は、「福原学園寄附行為」第 26 条に基づき、諮問機関として以下の 10 項目について意見を述べることとなっている。

- (a) 予算及び事業計画
- (b) 事業に関する中期的な計画
- (c) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (d) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (e) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (f) 寄附行為の変更
- (g) 合併
- (h) 目的たる事業の成功の不能に因る解散
- (i) 寄附金品の募集に関する事項
- (j) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

これらの項目に関する事案の協議については、必ず理事会の決議前に評議員会を収集し、忌憚のない意見を述べ諮問に答えることで適切に運営している（提出-33）。

評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることについて認識している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。
- (3) 会計監査人は、監査を行ったときは、適宜、監事に報告するとともに、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。
- (4) 会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

現在の監事による監査、監査法人による監査で特に問題は生じていないが、福原学園の公共性および運営の適正化を確保するには、監事の役割が重要であり、三様監査（監事による監査、監査法人による監査、学園内の監査室監査）による監査体制の充実が求められている。このうち、学園内の監査室監査を担う内部監査室において、現在は内部監査室長監査計画書をもとに科研費や業務調査に取り組んでいる。

今後は、これら三様監査を有機的に連携させるべく、内部監査業務の実質化に取り組む必要がある。

また、評議員会は、「私立学校法」第 42 条および「福原学園寄附行為」第 22 条に基づき、適切に運営されているが、「福原学園寄附行為」第 26 条に規定されている選任条項のうち第 1 項第 4 号に規定の評議員の選任基準が曖昧であることから、選任条項の見直しについて、平成 28 (2016) 年 12 月実施の学校法人運営調査（文部科学省）にて助言があった。その後、検討を行い、結果として現状どおりとすることが理事会において確認された。

ただし、社会の変化に対応して、引き続き検討できる準備はしておく必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

令和 5 (2023) 年度をもって終了する第 3 次中期経営計画を受けて、新たに策定する第 4 次中期経営計画（令和 6 (2024) 年度から令和 10 (2028) 年度）では、第 3 次中期経営計画を踏襲しつつ、学生、保護者の満足度を向上させる教育の実践を基本方針に取り入れ、経営基本方針の構成を「1. 戦略展開を支える組織力の強化」、「2. 学生・生徒・園児・保護者の満足度を向上させる教育の実践」、「3. 収容定員の安定的な充足」に整理した。また、経営基本方針に基づく各設置校の業務内容を [1] 教育（学生・生徒・園児支援を含む）、[2]

連携、〔3〕運営の3区分に設定し、区分ごとに具体的計画を策定する。今後、福原学園中期経営計画委員会、経営戦略会議の審議を経た後、常務理事会、評議員会、理事会の議を経て決定する。

また、学園の教職員に対して「福原学園ファクトブック」を配布し、教育研究上の基本組織、教職員組織、教職員数、入学者数、学生数、卒業者数、進学および就職状況、学生の修学に係る支援状況、教育・研究の実施状況、財政状況、施設・設備状況などの基本的なデータおよび最新の事業計画の概要を提示することにより、情報の共有を図っている。

これら学園の基本的データの共有、中期経営計画の着実な取り組みを通じ、設置校相互の連携を強力に推進し、地域に根差した教育機関として学園運営を永続的に行う。

[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]

<根拠資料>

提出書類 3. 情報公開 Web サイト

<https://www.kwuc.ac.jp/introduction/information/>

[区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
- (2) 学校法人が採用したガバナンス・コードに対する適合状況を公表している。

<区分 基準Ⅳ-D-1 の現状>

「学校教育法施行規則」の規定に基づき、ホームページにおいて教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等を公表している。また、「私立学校法」に定められた情報についても、上記と同様にホームページで公表・公開している。財務情報については、私立学校法の規定に基づき、資産および資金の状況に関する情報として、「財産目録」「計算書類」等をホームページ上に公開している。

ガバナンス・コードは、「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」に準拠した内容で策定し、「ガバナンス・コード点検結果報告書」を添えてホームページ上に公開している。本学および法人運営の指針とすることで、ガバナンスの強化と健全性の向上を図っている。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題>

今後も法令に基づいて適切に公表していく。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項>

なし

<基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

本学ではリーダーシップとガバナンスに係る行動計画として、私学を取り巻く社会状況の変化への組織的な対応、地域に密着した学園づくり、ならびに理事長および学長の補佐体制の強化・推進の必要性を掲げていた。

私学を取り巻く社会状況の変化への組織的な対応については、関係者が私学を取り巻く社会状況、学園を取り巻く環境を把握したうえで、一体となって大学運営を推進する必要があるとの判断から、令和5（2023）年9月に副理事長、常務理事、副学長等の大学幹部教職員をはじめ、学外理事、監事、評議員を加えた研修会（リーダーズセミナー）を開催した。研修会では、日本私立学校振興・共済事業団から講師を招き、私立学校の現状、福原学園の財政状況、学校法人役員の果たすべき役割、財政的な具体的事例、将来の展望・問題点について講演ならびに質疑応答を行った。今後も継続して、文部科学省、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会を始めとする各関係機関が実施する研修会に積極的に出席し、関係者が情報を共有する。

地域に密着した学園創りについては、芦屋町との包括的地域連携に関する協定に基づき、本学子ども健康学科の学生が芦屋町の保育所・幼稚園で模擬保育を実施するとともに、地元プロサッカーチーム「ギラヴァンツ北九州」とのプレミアムパートナーシップの締結に基づき、ギラヴァンツ北九州主催ゲームにおける託児サービス運営を行っている。今後も地域に根差した大学として、地域教育実践研究センターを中心に積極的に活動する。

理事長および学長の補佐体制の強化・推進については、理事長、学長の運営方針の下、学園ならびに大学の運営に一体となって業務を推進するために、それらを下支えする事務組織、各種会議体の業務の一層の充実のため、FD活動およびSD活動を継続的に実施している。また、外部研修会に参加した教職員が報告書を作成し、法人のグループウェア上の「情報共有広場」に掲載することにより、知識・情報の共有化を図り、全教職員が日常的に資質・能力を向上する仕組みを構築している。

理事長のガバナンスについては、理事、監事、評議員の任期満了に伴う改選にあたり、積極的に学部理事の登用、監事の常勤化を図ることとしており、令和5（2023）年度時点で、理事9人のうち3人が外部理事となっていること、監事2人のうち1人を常勤監事として採用していることから適切に運営ができているものと判断する。

学長のガバナンスについては、意思決定の迅速化の観点から、平成29（2017）年度より、評議会を月に2度開催するよう見直しを図るとともに、令和3（2021）年度から学長の意思決定を補佐するため、九州女子大学・九州女子短期大学経営協議会を設置している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学においては、私学を取り巻く社会状況の変化への組織的な対応、地域に密着した学園創り、そして理事長および学長の補佐体制の強化・推進の三点について、今後とも取り組んでいく課題と認識している。これらの課題に対応するため、令和6（2024）年度から始まる第4次中期経営計画では、「1. 戦略展開を支える組織力の強化」、「2. 学生・生徒・園児・保護者の満足度を向上させる教育の実践」、「3. 収容定員の安定的な充足」の3つの経営方針を定め、[1] 教育（学生・生徒・園児支援を含む）、[2] 連携、[3] 運営の3

区分のもとに 14 項目の具体的計画を策定し取り組むこととしている。今後、毎年度の着実な実施、検証、改善を図りながら最終目標を到達できるよう教職員一丸となって取り組んでいく。

ガバナンスについては私立学校法の改正に伴い、令和 7（2025）年度以降、理事会、評議員会、監事等の位置付け、役割等が大きく変わることから、福原学園の教育ビジョンを適切に推進するために、学校法人の運営の根幹となる寄附行為を改正私学法に対応して適切に見直しを図る。

以上を踏まえ、理事長および学長のリーダーシップが発揮できるよう、機能的・効果的・戦略的なガバナンスの強化を図り、権限と責任が一致した適切なガバナンスの体制構築を引き続き推進していく。